

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月5日

【会社名】 エヌビディアコーポレーション
(NVIDIA Corporation)

【代表者の役職氏名】 副社長、副法律顧問兼秘書役補佐
レベッカ・ピーターズ
(Rebecca Peters, Vice President, Deputy General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95051 カリフォルニア州 サンタクララ
サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788
(2788 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95051, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【届出の対象とした募集（売
出）有価証券の種類】 普通株式(額面金額：0.001米ドル)の取得に係る行使価額修正条項
付新株予約権付社債券等である新株予約権証券

【届出の対象とした募集（売
出）金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
7,793,097.20米ドル(1,212,605,924円)(見込額)(注2)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に
際して払い込むべき最大拠出見込金額の合計額の合算額
(24か月の募集期間(第一部・第1・1(1)(摘要)注1にお
いて定義される。)における想定190名の適格従業員(第一
部・第1・1(1)(摘要)1において定義される。)による拠
出を前提として算出。)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

(注)

- 1 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「当社」、「エヌビディア」及び「NVIDIA」は、エヌビディアコーポレーション、又はエヌビディアコーポレーション及びその子会社(エヌビディア合同会社を含む。)をいう。
- 2 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、米国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいう。
- 3 本有価証券届出書において、便宜上、円で表示されている金額は、本有価証券届出書中別段の定めがない限り、2025年1月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値1ドル＝155.60円の換算率で計算されている。
- 4 本有価証券届出書において、円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、表における合計額が当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	77,420（見込数）（注1）
発行価額の総額	0米ドル（0円）
発行価格	0米ドル（0円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	2025年2月14日から2025年2月28日まで（注2）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	エヌビディアコーポレーション 米国95051カリフォルニア州サンタクララ、 サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788
割当日	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注2) 申込期間とは、適格従業員が本プランへの参加申込を行える期間である。

(摘 要)

1. 本有価証券届出書の対象となる募集（以下「本募集」という。）は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における子会社であるエヌビディア合同会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）の報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。その後全面改訂が行われ、直近の改訂は報酬委員会による2025年1月23日付のもので、2023年3月1日以降に開始される募集に関し、本プランに従い当社関連会社の適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することについても承認された。本プランの詳細については、第一部・第4「その他」・2「その他の記載事項」を参照のこと。
2. 本募集の対象となる者は、エヌビディア合同会社の全適格従業員である。適格従業員の全てが本プランに参加するわけではないと予測されるが、発行数、新株予約権の行使に際して払い込むべき最大拠出見込金額等の数字は、便宜上、エヌビディア合同会社の想定される全適格従業員が本プランに参加し、全適格従業員に対して付与可能な最大限まで当社普通株式を購入したと仮定して算出している。
3. 本プランへの参加申込は、適格従業員が、拠出の手段として給与天引の権限を付与する登録書類に記入し、これを当社に対して提出することにより行う。いったん、適格従業員が、当社に登録書類を提出すると、当該適格従業員は、雇用が終了し又は本プランから脱退することを選択するまで、後続の募集期間（注1）において本プランに自動的に参加する。
4. 本募集の下で付与された新株予約権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数が、本プランに規定された制限を超える場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際的かつ公平な概ね一定の方法で、（各参加者（以下に定義される。）の累積拠出額に基づき）利用可能な本普通株式の比例配分を行う。「参加者」とは、未行使の新株予約権を保有する適格従業員をいう。

- （注1） 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2025年3月3日から2027年2月26日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。（詳細については、第一部・第1・1(2)注4を参照のこと。）

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質	本プランに基づく新株予約権は、募集期間について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、2025年3月3日以後に開始する募集期間に関する各購入期間（注1）において、自己の収入の整数%であって、かつ、25%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日（注2）において、本普通株式を購入できる権利である。 新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日（注3）における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である（注4）。 したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は（適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して）増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない（適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。）。 本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で3,737,293,320株である。本プランの先行プランに基づく未行使の新株予約権による発行のために以前に留保された普通株式は、その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはないことに留意されたい。本書の提出日現在、本プランに基づき約1,497,325,378株が発行済みであり、約2,239,967,942株が将来の発行のために留保されている。ただし、資本調整（吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引（この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718（又はその後身）において用いられている。）を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション（以下「本購入権」という。）の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。）に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集（注5）及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を行い、その決定は最終的、確定的であり、拘束力がある。 本プランの目的は、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。 なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。 当社には新株予約権を購入する権利はない。
新株予約権の目的となる株式の種類	エヌビディアコーポレーション 記名式額面普通株式（額面金額0.001米ドル）（注6）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で77,420株（見込数）（注7）

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき100.66米ドル（15,663円）（見込額）（注8）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	7,793,097.20米ドル（1,212,605,924円）（見込額）（注9）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：100.66米ドル（15,663円）（見込額）（注8） 資本組入額：0.001米ドル（0.2円）（注10）
新株予約権の行使期間	2025年8月29日、2026年2月27日、2026年8月31日、2027年2月26日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	エヌビディアコーポレーション 米国95051カリフォルニア州サンタクララ、 サン・トマス・エクスプレスウェイ2788
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立てを行っていること。詳細は、本プランに記載のとおり。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランからの従業員の脱退又は雇用の終了により、新株予約権は消滅する。当社には、新株予約権を購入する権利はない。詳細は、本プランに記載のとおり。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可。詳細は、本プランに記載のとおり。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲の本プラン第11条を参照のこと。

- （注1） 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2025年3月3日から2025年8月29日、2025年9月2日から2026年2月27日、2026年3月2日から2026年8月31日及び2026年9月1日から2027年2月26日の4つの期間の予定である。
- （注2） 購入日は、2月28日（閏年においては、2月29日）及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2025年8月29日、2026年2月27日、2026年8月31日及び2027年2月26日の予定である。
- （注3） 募集日は、通常、募集期間の初日である（ただし、当該日が本普通株式が上場されている取引所又は市場が取引のために開いている取引日（以下「取引日」という。）にあたらぬ場合、翌取引日）。本募集においては、募集日は、2025年3月3日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。
- （注4） なお、新たな購入期間の最初の取引日（以下「決定日」という。）の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。
- （注5） 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。
- （注6） 当社は、普通株式に加えて、優先株式を発行する権限を有している。優先株式は1回以上のシリーズで、随時、発行することができる。取締役会は、デラウェア州の一般会社法に従って証書を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。
- （注7） 「新株予約権の目的となる株式の数」は、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」を「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である7,793,097.20米ドル（1,212,605,924円）を100.66米ドル（2025年1月27日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値118.42米ドルの85％）で除した見込数である。ただし、下記摘要2で述べる通り、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価額（当該株式と関連する募集日現

在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価値額（関連する募集期間の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。したがって、拠出額の全額が株式の購入に使用されるとは限らない。

- (注8) 新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の目的となる株式の発行価格と同額である。新株予約権行使時の払込金額及び株式の発行価格が現在未定であるので、2025年1月27日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値118.42米ドルの85%（100.66米ドル）を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額及び発行価格は、各購入日毎に、募集日における当社普通株式の公正市場価値額と当該購入日の公正市場価値額のいずれか低い方の85%の金額である。

公正市場価値額とは、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、決定日におけるナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の最終売値をいう。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価値額は、相場が存在する過去の最新の最終売値とする。本普通株式のかかる市場が存在しない場合、公正市場価値額は取締役会により適用法にもとづき誠実に決定される。

- (注9) 拠出額が現在未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額」は、便宜上、適格従業員による最大拠出見込額とした。

- (注10) 発行価格のうち、一株あたり額面価値0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。

摘要

1. 行使価値修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。本プランに基づく最大発行予定株式数及び購入期間中に各適格従業員が拠出することができる金額は本プランの条項に従い制限されている。

2. 当該行使価値修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値額（当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価値額（関連する募集期間の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、120,000株を超えないものとする。

3. 提出者の株券の売買について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

4. 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

6. 新株予約権行使の効力の発生

参加者の新株予約権は、各購入日（2025年8月29日、2026年2月27日、2026年8月31日及び2027年2月26日）に自動的に行使される。

7. 新株予約権の行使後第1回目の配当

新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式（当社が保有する本普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社又は当社の名義書換代理人の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。

8. 株券の交付方法

参加者が新株予約権を行使することにより取得した本普通株式は、本プランの管理会社において保管される。原則として、本普通株式は、本プランの仲介業者が設けた別個の勘定に自動的に記帳される。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

２【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注)	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
7,793,097.20米ドル (1,212,605,924円)	0米ドル (0円)	7,793,097.20米ドル (1,212,605,924円)

(注) 前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、払込金額の総額は、便宜上、適格従業員の見込数による最大拠出見込額とした。本プランに基づく新株予約権証券の発行諸費用については、本プランが既に米国及び他の国々で提供されており、本有価証券届出書に係る費用のみが、日本における本プラン提供のための日本特有の費用であるから、本有価証券届出書に係る費用を超えては、当社に生じない。

（２）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額7,793,097.20米ドル（1,212,605,924円）は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第２【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

（１）有価証券の種類及び銘柄

エヌピディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づく新株予約権証券。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

本募集は、本プランに基づく、当社及びその本邦以外の子会社の適格従業員に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の取締役会の報酬委員会にて採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。その後全面改訂が行われ、直近の改訂は報酬委員会による2025年1月23日付のもので、2023年3月1日以降に開始される募集に関し、本プランに従い当社関連会社の適格従業員に対して本普通株式を購入する権利を付与することについても承認された。

（２）新株予約権の内容等

発行数	合計13,777,418個(見込数)(注1)
発行価格	0米ドル（0円）
発行価額の総額：	
新株予約権の発行価額の総額	0米ドル（0円）
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）を合算した金額	総額1,386,834,895.88米ドル（約215,791,509,799円）（見込額）(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）
新株予約権の目的となる株式の内容	当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式（額面0.001米ドル、授權発行総数2,000,000株）を一回以上のシリーズで、随時、発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。 優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、ここに、デラウェア州の一般会社法に従って証書を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。前文に従い、あるシリーズの株式数を減らした場合、かかる削減の対象となった株式は、当該シリーズの株式数を最初に決定した決議が採択された以前に、同株式が有していた資格を取り戻すものとする。』
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で13,777,418株（見込数）(注3)
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	新株予約権1個につき100.66米ドル（約15,663円）（2025年1月27日現在の当社株価に基づく見込み）(注4)
新株予約権の行使期間	2025年8月29日、2026年2月27日、2026年8月31日、2027年2月26日
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。
新株予約権の行使により株券を発行する場合の株券の発行価格のうちの資本組入額	1株当たり0.001米ドル（0.2円）(注5)

新株予約権の譲渡に関する事項	遺言、相続及び遺産分配に関する法律、又は本プランに規定する参加者死亡の場合の受取人の指定による場合を除き、譲渡不可。
発行方法	当社及び当社子会社の適格従業員36,274名に付与される。
引受人の氏名又は名称	該当なし
募集を行う地域	アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、イスラエル、イタリア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パレスチナ、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、スペイン、韓国、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国
提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	払込金額の総額： 1,386,834,895.88米ドル（約215,791,509,799円）（注2） 発行諸費用の概算額： 0米ドル（0円） 差引手取概算額： 1,386,834,895.88米ドル（約215,791,509,799円） 手取金の用途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、未定である。
新規発行年月日	2025年3月3日
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本プランに基づく新株予約権は、募集期間（注6）について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、2025年3月3日以後に開始する募集期間に関する各購入期間（注7）において、自己の収入の整数%であって、かつ、25%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日（注8）において、本普通株式を購入できる権利である（注9）。

新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日（注10）における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である（注11）。

したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は（適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して）増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない（適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。）。

本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で3,737,293,320株である。本プランの先行プランに基づく未行使の新株予約権による発行のために以前に留保された普通株式は、その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはないことに留意されたい。本書の提出日現在、本プランに基づき約1,497,325,378株が発行済みであり、約2,239,967,942株が将来の発行のために留保されている。ただし、資本調整（吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引（この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718（又はその後身）において用いられている。）を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション（以下「本購入権」という。）の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。）に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集（注12）及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。

本プランの目的は、当社並びにその親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。

なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。

当社には新株予約権を購入する権利はない。

当該行使価額修正条項付新株予約権（注13）に記載のとおり
付社債券等に関する事項

- (注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。
- (注2) 拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）は、便宜上、適格従業員36,274名による最大拠出見込額とした。
- (注3) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（見込額）で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である1,386,834,895.88米ドル（215,791,509,799円）を100.66米ドル（2025年1月27日の当社普通株式の終値118.42米ドルの85%）で除した見込数である。ただし、下記注13(c)で述べる通り、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価額（当該株式と関連する募集日現在で決定される。）を減じた額と同額の公正市場価額（関連する募集期間の適格従業員の募集日現在で決定される。）を有する株式数とする。したがって、拠出額の全額が株式の購入に使用されとは限らない。
- (注4) 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、現在未定であるため、2025年1月27日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値118.42米ドルの85%（100.66米ドル）を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額は、各購入日(注8において定義する。)毎に、適格従業員の募集日(注10において定義する。)における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。
公正市場価額とは、決定日が取引日である場合は決定日の、又は決定日が取引日でない場合は決定日の直前の取引日の、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の終値（売買が成立しなかった場合は最終買値とする）をいう。
- (注5) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。
- (注6) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2025年3月3日から2027年2月26日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。
- (注7) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2025年3月3日から2025年8月29日、2025年9月2日から2026年2月27日、2026年3月2日から2026年8月31日及び2026年9月1日から2027年2月26日の4つの期間の予定である。
- (注8) 購入日は、2月28日（閏年においては、2月29日）及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2025年8月29日、2026年2月27日、2026年8月31日及び2027年2月26日の予定である。

- (注9) 参加者の新株予約権は、各購入日（2025年8月29日、2026年2月27日、2026年8月31日、2027年2月26日）に自動的に行使される。新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式（当社が保有する本普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社（又は当社の名義書換代理人）の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。
- (注10) 募集日は、通常、募集期間の初日である（ただし、当該日が取引日にあたらない場合、翌取引日）。本募集においては、募集日は、2025年3月3日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。
- (注11) 新たな購入期間の最初の取引日（以下「決定日」という。）の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。
- (注12) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。
- (注13) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項
- (a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
- 本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。本プランに基づく最大発行予定株式数及び購入期間中に各適格従業員が拠出することができる金額は本プランの条項に従い制限されている。
- (b) 令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- 該当事項なし。
- (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。）と提出会社との間の取決めの内容
- 本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値（当該株式と関連する募集日現在で決定される。）を減じた額と同額の公正市場価値（関連する募集の適格従業員の募集日現在で決定される。）を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、120,000株を超えないものとする。
- (d) 提出会社の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
- 該当事項なし。
- (e) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社のコーポレート・アフェアーズ担当ディレクターであるティナ・アシュクラフト氏より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、かつ正常な状態で有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券に関する募集を行うことができる。
- (3) 本有価証券届出書に記載されたアメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に関する記述は、すべての重要な点において正確である。
- (4) 当社による及び当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授權されている。
- (5) 松添聖史及び渡邊大貴各氏は、各々単独で当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）を作成し、関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における本プランの募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

2【その他の記載事項】

下記のエヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プランの日本語訳が、目論見書に記載される。

エヌビディアコーポレーション 全面改訂2012年従業員株式購入プラン

2012年3月22日報酬委員会による採択
2012年5月17日株主による承認
2014年4月9日報酬委員会による全面改訂
2014年5月23日株主による承認
2016年4月5日報酬委員会による全面改訂
2016年5月18日株主による承認
2017年12月11日報酬委員会による全面改訂
2018年4月3日報酬委員会による全面改訂
2018年5月16日株主による承認
2020年4月27日報酬委員会による全面改訂
2020年6月9日株主による承認
2021年7月19日取締役会による全面改訂
2024年6月7日取締役会による全面改訂
2025年1月23日報酬委員会による全面改訂

1. 原則；目的

(a) 本プランは、エヌビディアコーポレーション1998年従業員株式購入プラン（以下、「1998年プラン」という。）に取って代わるものとして、同プランを引き継ぐことを目的とする。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、1998年プランに基づく本普通株式購入権が新たに付与されることはない。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降に付与される株式購入権はすべて本プランに基づいて付与されるものである。1998年プランに基づいて付与

された本普通株式の購入権については、引き続き1998年プランの規定及び1998年プランに基づいて作成された募集条件の記載のあるオファリング・ドキュメント又はその他の契約書若しくは約款等が適用される。

(i) 効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分の時点で1998年プランに基づく将来の募集に利用できるはずであった本普通株式（以下、「1998年プラン留保可能株式」という。）は、かかる時点をもって1998年プランに利用することができなくなる。代わりに、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として、1998年プラン留保可能株式と同数の本普通株式が本留保株式（下記第3条(a)に規定する。）に加えられ、本プランに基づく付与につき即時に利用可能となる。

(ii) また、効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、その時点で1998年プランに基づく未済である付与の対象となっている株式で、本号の適用がなければ後に1998年プランの留保株式に回帰していたであろう株式（以下、かかる株式を「回帰株式」という。）の総数に関して、かかる本普通株式は1998年プランの留保株式には回帰せず、回帰株式と同数の本普通株式が、それが回帰株式となった時点で、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として直ちに留保株式に加えられる。

(b) 本プランは、当社及び一部の指定会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与えるための手段を提供するものである。本プランにより、当社は適格従業員に対し一連の購入権を付与することができる。

(c) 当社は、本プランにより、かかる従業員の業務従事を維持し、新しい従業員の業務従事を確保しかつ維持するとともに、かかる従業員が当社及びその関連法人の成功に最大限尽力するインセンティブを与えるよう努める。

(d) 本プランは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントの2つの要素で構成されている。当社は、第423条コンポーネントを従業員株式購入プランとみなすことを意図している。したがって、法第423条コンポーネントの規定は、法第423条の要件に沿った方法で解釈されることとなる。また、本プランは、外国籍の従業員又はその雇用先若しくは居住先が米国外にある従業員が適用ある外国法に準拠しつつ本プランに参加することを許可し又は促すために逸脱が必要又は適切であるために従業員株式購入制度の要件を満たさない非法第423条コンポーネントに基づく購入権の付与を許可するものである。かかる購入権は、適格従業員並びに当社及びその関連法人のためにかかる目標を達成すべく取締役会が採択した規則、手続又はサブプランに基づいて付与される。本プラン中に別段の定めがある場合又は取締役会が別段の決定をした場合を除き、非法第423条コンポーネントは法第423条コンポーネントと同様に運営統括される。加えて、本プランの法第423条コンポーネントに基づき、当社は条件の異なる個別の募集（但し本プランの規定及び従業員株式購入プランの要件に反しないもの）を行うことができ、また当社は個別の各募集に参加する指定会社を指定するものとする。

(e) 当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人から非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人に移籍する参加者は、直ちに法第423条コンポーネントへの参加を中止しなければならない。但し、当該移籍を行った日が属する購入期間中に行われた拠出は非法第423条コンポーネントに移転されるものとし、かかる参加者は、適用法上求められる修正を除き本プランへの参加条件と同一の条件で非法第423条コンポーネントに基づく現行の募集に直ちに参加することとなる。非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人から当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人に移籍する参加者は、(i)非法第423条コンポーネントに基づく現募集期間の終結時、又は(ii)かかる参加者が当該移籍後に初めて参加した募集の募集日のうち、いずれか早い方の日まで、非法第423条コンポーネントの参加者であるものとする。

2. 運営

(a) 第2条(c)に規定するとおり、取締役会は、取締役会が単一又は複数の委員会に本プランの運営を委任しない限り、本プランを運営する。

(b) 取締役会は、本プランの明示的規定に従い、かつその制限の範囲内で、次に掲げる権限を有する。

(i) 購入権の付与の方法及び時期、並びに各募集の条件（同一内容である必要はない。）を決定すること。指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人が法第423条コンポーネント又は非法第423条コンポーネントに参加するにあたっての条件を含む。

(ii) 指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある当社の関連法人、並びに指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある支社等を随時指定するとともに、個別の各募集に参加する指定会社を指定すること（当社が個別募集を行う場合。）。

(iii) 本プラン及び購入権を解釈し、かつ本プランを運営する規則及び制限を制定、改訂及び廃止すること。本取締役会は、その権限を行使するにあたり、本プランを完全に有効とするのに必要又は適切とみなす方法及び範囲において、本プランの不備、脱落又は矛盾を訂正することができる。

(iv) 本プラン及び本プランに基づいて付与された購入権に関するすべての論争を解決すること。

(v) 第12条の規定に従い、随時本プランを中止又は終了すること。

(vi) 第12条の規定に従い、随時本プランを修正すること。

(vii) 一般的に、当社及びその関連法人の最大の利益を促進するため並びに法第423条コンポーネントが従業員株式購入プランとして扱われる趣旨を実行するため本取締役会が必要又は適切とみなす権限を行使し措置を実行すること。

(viii) 外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が本プランに参加することを許可し又は促すために必要又は適切である手続及びサブプランを採択すること。前述の一般性を制限することなく、かつ前述の内容と矛盾することなく、取締役会は特に、非法第423条コンポーネントの目的上、法第423条の適用範囲から外れる可能性のある、本プランに参加するための適格性、抛出の取扱及び実行、抛出金を保持するための銀行口座又は信託口座の開設、金利の支払、現地通貨の換算、給与税の支払義務、受取人指定要件の決定、源泉徴収手続及び株式発行の取扱など（地域ごとの要求により異なる。）に関する規則、手続及びサブプランを採択する権限を有する。

(c) 取締役会は、単一又は複数の委員会に対し、本プランの運営の一部又はすべてを委任することができる。1つの委員会に対して運営が委任される場合、かかる委員会は、本プランの運営に関し、取締役会が随時採決する決議（本プランの条件と矛盾しないもの。）に従い、委任時まで取締役会が有しており当該委員会に委任された権限（当該委員会が行使する権限を与えられた運営権を小委員会に委任する権限を含む。以下、本プランにおける取締役会への言及は委員会又は小委員会を含むものとする。）を有する。取締役会は、委員会と共に本プランを運営する権限を有し、また過去に委任した権限の一部又はすべてをいつでも取締役会に復帰させることができる。取締役会が本プランの運営を委員会に委任したか否かにかかわらず、取締役会は、本プランの運営に際して発生する政策的及び便宜的なすべての問題を決定する最終的権限を有する。

(d) 取締役会が誠実に行ったすべての決定及び解釈はいかなる者による見直しも必要とせず、最終的かつ確定的なものとしてすべての者を拘束する。

3. 本プランの対象となる普通株式

(a) 資本調整に関する第11条(a)の規定に従い、本プランに基づいて発行することのできる本普通株式の総数は3,737,293,320株（以下、「留保株式」という。）を上限とするが、この数は、(i)2024年6月7日付で有効となった1対10の比率による株式分割を反映して追加された3,363,563,988株、(ii)2021年7月19日付で有効となった1対4の比率による株式分割を反映して追加された280,296,999株、(iii)2020年の当社株主総会で承認された2,000,000株、(iv)2018年の当社株主総会で承認された13,500,000株、(v)2016年の当社株主総会で承認された10,000,000株、(vi)2014年の当社株主総会で承認された12,500,000株、(vii)2012年の当社株主総会で承認された32,000,000株、(viii)8,432,333株を上限とする1998年プラン留保可能株式の対象株式数、及び(ix)15,000,000株を上限として随時利用可能となる回帰株式の株式数の合計である。

(b) 本プランに基づいて付与された購入権が未行使のものを残したまま終了する場合、かかる購入権に基づき購入されなかった本普通株式は、本プランに基づく発行に再び利用可能となる。

(c) 本プランに基づき購入可能な株式は、授権された未発行の又は再取得された本普通株式とし、当社が公開市場で買戻した株式もこれに含まれる。

4. 購入権の付与；募集

(a) 取締役会は、随時、適格従業員に対し、取締役会が選択した募集日に、募集に基づく購入権を付与することができる。各募集は、取締役会が適切とみなす様式によるものとし、また取締役会が適切とみなす条件を含むものとするほか、法第423条コンポーネントに関しては、購入権を付与されたすべての従業員が同一の権利及び特権を有するものとする法第423条(b)(5)の要件に従う。個別の募集の規定は同一である必要はないが、各募集は、募集の有効期間（当該期間は、募集日から始まる27箇月を超えないものとする。）及び第5条から第8条までに規定された条件の内容を（本プランの規定を参照方式により募集関連文書等に組込むことにより）含む。

(b) 参加者が本プランに基づく購入権を複数保有する場合、かかる参加者が当社の書面を交付して別段の意思表示をしない限り、(i)各書面は本プランに基づく当該参加者のすべての購入権に適用され、また、(ii)より行使価格の低い購入権（複数の購入権の行使価格が同額である場合は、先に付与された購入権）は、より行使価格の高い購入権（複数の購入権の行使価格が同額である場合は、後に付与された購入権）の行使に先立って、可能な限り最大限に行使される。

(c) 取締役会は、募集内の新たな購入期間の最初の取引日における本普通株式の1株当たり公正市場価値が参加者の募集日価格を下回るか又はこれと同額である場合に、当該参加者に関して、かかる募集がかかる最初の取引日に直ちに終了するとともに、当該参加者がかかる最初の取引日に開始する新たな募集に自動的に登録されるように募集を構築する裁量権を有する。

5. 適格性

(a) 購入権は、当社の従業員か、又は取締役会が第2条(b)に従って指定する関連法人若しくは支社等の従業員に対してのみ付与することができる。第5条(b)に規定される場合を除き、従業員は、募集日において当社、関連法人又は支社等のいずれかにより雇用されており、かつ当該募集日までの雇用期間が取締役会が要求する期間継続している場合（但しいかなる場合でも、かように要求される継続雇用期間は2年未満でなければならない。）でない限り、本購入権の付与を受ける資格を有さない。また、取締役会は、募集日における当社、関連法人若しくは支社等での通常の雇用時間が1週間当たり20時間以下でありかつ1暦年当たり5箇月以下である従業員又は法第423条に従って取締役会が決定するその他の基準に合致しない従業員が本プランに基づく購入権の付与を受ける資格がないことを（法律上許容される限りにおいて）定めることができる。

(b) 取締役会は、募集（又は募集内の特定の期間）の過程において初めて適格従業員になる者が、適格従業員になった日から募集に基づく購入権を付与される旨、及びかかる購入権は以後募集の一部とみなされる旨定めることができる。かかる購入権は当初より当該募集に基づいて付与される本プランに記載の購入権と同一の特徴を有する。但し、

(i) かかる購入権の付与日は、あらゆる目的上、かかる購入権の「募集日」であるものとし、

(ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し、当初の募集の終了と同時に終了するものとし、また、

(iii) 取締役会は、かかる者が募集の終了に先立つ特定の期間内に初めて適格従業員となる場合には募集に基づく購入権を付与されない旨定めることができる。

(c) 購入権が付与された直後に当社又は関連法人の全クラスの株式の総議決権又は総価額の5%以上に相当する株式を所有することとなるような従業員は、（法律上別段の要求がない限り）購入権の付与を受けることはできない。本第5条(c)において、従業員の株式所有については法第424条(d)の規定が適用され、かかる従業員が未行使のすべての購入権及びオプションの下で購入することのできる株式は当該従業員により所有される株式として扱われる。

(d) 法第423条(b)(8)の規定に従い、適格従業員は、購入権が付与される各暦年中に、当社及びいずれかの関連法人のあらゆる従業員株式購入プランに基づいて付与されるその他の権利と併せて、当社又はいずれかの関連法人の株式を公正市場価値（当該権利が付与された時点で決定され、また本プランに関してはそれぞれの募集日において決定される。）にして25,000ドルを超えて購入することができるような購入権の付与を受けることはできない。

(e) 適格従業員である当社及び指定会社の役員は、本プランに基づく募集への参加資格を有する。但しこれにかかわらず、取締役会は、（法律上許容される限りにおいて）法第423条(b)(4)(D)が意味する高給従業員に該当する従業員に参加資格がないことを募集において定めることができる。

6. 権利；購入価格

(a) 各募集日において、各適格従業員は、適用ある募集に基づき、かかる従業員の適格収入（各募集において取締役会が定義する。）における一定の割合又は一定の上限ドル額（取締役会が指定するが、いずれの場合もかかる適格収入の25%以内とする。）で購入可能な最大数の本普通株式を、募集日（又は特定の募集について取締役会が決定する日）に開始し募集に規定される日（募集が終了する日までの日とする。）に終了する期間中に購入するための購入権を付与される。ただし、従業員の適格収入におけるかかる割合又は上限ドル額は、取締役会が指定するとおり、支払期間、購入期間又は募集期間中のその他の期間（募集期間全体を含む。）のそれぞれ又はいずれかについて適用される場合がある。

(b) 取締役会は、募集について付与された購入権が行使され当該募集に従って本普通株式が購入される日として単一又は複数の「購入日」を当該募集に関して設定する。

(c) 本プランの下で行われる各募集に関し、取締役会は、(i)かかる募集中の各購入日に各参加者が購入することのできる本普通株式の最大数、(ii)かかる募集に基づいて参加者全体が購入することのできる本普通株式の合計最大数、及び/又は(iii)かかる募集に基づいて各購入日に参加者全体が購入することのできる本普通株式の最大数を定めることができる。募集の下で付与された購入権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数がかかる合

計最大数を超過した場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際的かつ公平な概ね一定の方法で、（各参加者の累積拠出額に基づき）利用可能な本普通株式の比例配分を行う。

(d) 参加者の購入権に基づいて取得された本普通株式の1株当たり購入価格は、(i)当該参加者の募集日価格の85%に相当する金額、又は(ii)関連する購入日における本普通株式の1株当たり公正市場価額の85%に相当する金額のうち、いずれか低い方の金額以上であるものとする。

7. 参加；撤回；終了

(a) 適格従業員は、募集に規定される期限内に、当社が定める登録書類に記入しこれを当社に提出することにより、拠出の手段として給与からの天引きを選択することができる。登録書類には、取締役会が定める最大額を超えない拠出金額を記載する。拠出金を第三者に預託すること又は分離することが適用上求められる場合を除き、各参加者の拠出金は本プランに基づく当該参加者の会計口座に入金され、当社の一般資金に預託される。募集において認められる場合、参加者は以後の拠出を減額（零までの減額を含む。）又は増額することができる。適用法上求められる場合又は募集の中で特に規定される場合、給与からの天引きによる拠出に加え又はこれに代えて、参加者は、当社が指示する方法に従い、購入日に先立ち現金、小切手又は電子送金による支払をもって拠出を行うことができる。

(b) 募集の間、参加者は、当社が定める撤回書類を提出することにより、拠出を中止して募集から撤回することができる。当社は購入日前に撤回の期限を課することができる。撤回に際し、当該募集におけるかかる参加者の購入権は直ちに終了し、当社はかかる参加者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。参加者は当該募集から撤回した場合でも本プランに基づく他の募集への参加資格を有するが、但し当該参加者が将来の募集に参加するためには新たに登録書類を提出しなければならない。

(c) 適用法上別段の要求がある場合を除き、本プランに基づく募集の下で付与された購入権は、参加者が、(i)理由の如何若しくは理由の有無を問わず従業員でなくなった場合、又は(ii)その他の形で参加資格を喪失した場合には、直ちに終了する。当社はかかる者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。

(d) 参加者の生存中、購入権はかかる参加者のみが行使できるものとする。参加者は、遺言、相続及び遺産分配に関する法律、当社の許可、又は第10条に規定される受取人の指定によらない限り、購入権を他に譲渡することはできない。

(e) 適用法上別段の要求がない限り、当社は拠出金に対し利子を支払う義務を負わない。

8. 購入権の行使

(a) 各購入日に、各参加者の累積拠出金は、本プラン及び関連する募集により許容される本普通株式の最大数を限度として、募集において定められる購入価格で本普通株式を購入するための資金に充てられる。募集の中に特に定めがない限り、端数株は発行されない。

(b) ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に累積拠出金が残存しており、かつかかる残額が本普通株式1株の購入に必要な金額に満たない場合、かかる残額は本プランに基づく次の募集における本普通株式の購入に向けて当該参加者の勘定において保持される。但し、かかる参加者が当該募集から撤回する場合又は当該募集への参加資格を有しない場合には、かかる金額は最後の購入日後に当該参加者に（適用法上別段の要求がない限り）無利子で返還される。ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に残存している累積拠出金の額が本普通株式1株を購入するのに必要な金額以上である場合、かかる残額は次の募集には繰り越されず、最後の購入日後に当該参加者に（適用法上別段の要求がない限り）無利子で全額返還される。

(c) 購入権は、本プランに基づく当該購入権の行使により発行される本普通株式について、証券法に基づく有効な有価証券届出書が提出されておりかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守している場合に限り、行使することができる。ある購入日において本普通株式につきかかる届出書が提出されていないか又は本プランがかかる適用法を遵守していない場合、購入権はかかる購入日には行使されず、本普通株式について有効な有価証券届出書が提出され本プランがすべての適用法を実質的に遵守するときまで購入日は延期されるものとする。但し、購入日の延期は募集日から27箇月を限度とする。許容される限り最大限に延期された購入日において、依然本普通株式につき有価証券届出書が提出されておらずかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守していない場合、購入権の行使は行われず、未使用の累積拠出金はすべて参加者に（適用される現地法上別段の要求がない限り）無利子で返還される。

9. 当社の約定

当社は、本プランについて管轄権を有する連邦、州、外国又はその他の各規制機関又は監督官庁から、購入権の付与並びにそれに基づく本普通株式の発行及び売付を行うために必要な権限を取得するよう努める。但し、それによって適格従業員の潜在的利益に比べ当社に不当な費用が発生すると当社がその裁量で判断する場合にはこの限りではない。商取引上合理的な努力を行ったにもかかわらず、購入権の付与又は本プランに基づく本普通株式の適法な発行及び売付のた

めに必要であると当社の法律顧問が判断する権限を商取引上合理的な費用で当社が取得できない場合、当社は、購入権の付与並びに／又は当該購入権の行使による本普通株式の発行及び売付を行わないことによる責任を問われることはないものとする。

10. 受取人の指定

(a) 当社は、参加者が本普通株式及び／又は拠出金の交付前に死亡した場合に本プランに基づき当該参加者の勘定から当該株式及び／又は拠出金を受領する受取人を指定する書類の提出を参加者に許可することができる（但しかかる許可は義務ではない。）。また当社は、かかる受取人の指定の変更を参加者に許可することができる（但し義務ではない。）。かかる指定及び／又は変更は当社が承認した書式によらなければならない。

(b) 参加者が死亡した場合において有効な受取人指定が存在しない場合、当社は、本普通株式及び／又は拠出金を当該参加者の財産の遺言執行者又は遺産管理人に引渡すものとする。（当社の知る限り）遺言執行者も遺産管理人も任命されていない場合、当社は、その単独の裁量で、かかる本普通株式及び／又は拠出金を、当該参加者の配偶者、被扶養家族若しくは血縁者が、又は当社がかかると配偶者、被扶養家族若しくは血縁者の存在を認知していない場合には当社が指名するその他の者に対して引き渡すことができる。

11. 普通株式の変更にに関する調整；企業間取引

(a) 資本調整に際し、取締役会は、(i)第3条(a)に基づいて本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集及び未行使の購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を実行し、その決定は最終的なものであり、かつ拘束力を有する。

(b) 企業間取引に際し、(i)存続会社若しくは取得会社（又は存続会社若しくは取得会社の親会社）は未行使の購入権を引受け若しくは継続するか、又は未行使の購入権を同様の権利（企業間取引において株主に支払われた対価と同一の対価を取得する権利を含む。）と置き換えることができ、また、(ii)存続会社若しくは取得会社（又はその親会社）が当該購入権の引受け若しくは継続、又は購入権と同様の権利との置換を行わない場合には、参加者の累積拠出金は、未行使の購入権に基づく企業間取引に先立つ10営業日以内に本普通株式を購入するための資金として使用され、当該購入権はかかる購入後直ちに終了する。

12. 本プランの修正、終了又は中断

(a) 取締役会は、自らが必要又は適切とみなすいかなる時期においても、またその適切とみなすいかなる点についても、本プランを修正することができる。但し、資本調整に関する第11条(a)に規定する場合を除き、適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる本プランの修正（(i)本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式数の大幅な増加、(ii)参加者となり購入権を受領する資格を有する個人の種類の大幅な拡大、(iii)本プランに基づき参加者に発生する利益の大幅な拡大又は本プランに基づく本普通株式の購入価格の大幅な縮小、(iv)本プランの期間の大幅な延長、或いは(v)本プランに基づく発行に利用可能な報奨の種類の拡大による修正を含む。）は株主承認を必要とするものとするが、上記(i)から(v)のいずれにおいても適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる場合に限定されるものとする。

(b) 取締役会は随時本プランを中断又は終了することができる。本プランが中断されている間又は終了した後は、本プランに基づく購入権の付与を行うことはできない。

(c) 本プランの修正、中断又は終了に先立って付与された未行使の購入権に基づく利益、特権、資格及び義務は、(i)かかる購入権の付与を受けた者の同意がある場合、(ii)効力発生日後に公表若しくは修正される規則その他の指針を非限定的に含むいずれかの法律、上場基準若しくは政府規則（法第423条の規定並びに従業員株式購入プランに関し同条に基づいて公表される規則及びその他の解釈指針を含むがこれに限定されない。）に準拠するために必要である場合、又は(iii)税務、上場若しくは規制に関する優遇を受け若しくは維持するために必要である場合を除き、かかる本プランの修正、中断又は終了により著しく損なわれることはない。すなわち、取締役会は、購入権及び／又は本プランが法第423条の要件を遵守するために必要である場合に限り、参加者の同意なく当該購入権を修正することができる。

13. 法第409A条；納税資格

(a) 法第423条コンポーネントの下で付与される購入権は、米国財務省規則第1.409A-1条(b)(5)(ii)に基づき法第409A条の適用を免除されるものとする。また、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、短期繰延除外に基づき法第409A条の適用を免除され、不明瞭な点があればそのような趣旨で解釈されることとなる。本プランの第13条(b)に従い、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、かかる購入権が法第409A条の下で適用される短期繰延除外の要件（購入権の対象となる株式は短期繰延期間内に交付されることを要する等）を具備するための条件を満たす必要がある。本プラン第13条(b)に従い、本来法第409A条の規定に従うべき参加者については、取締役会が購入権又はその行使、支払、決済若しくは繰延が法第409A条の規定に従うべきと判断す

る限りにおいて、米国財務省規則及びそれに基づいて公表されるその他の解釈指針（本プランの採択後に公表される規則その他の指針を含むがこれらに限定されない。）を含む法第409A条に準拠する形で購入権が付与され、行使され、支払われ、決済され又は繰延べられる。上記にかかわらず、法第409A条の適用を免除され若しくは同条に準拠するはずであった購入権がかように免除されなかった場合若しくは準拠しなかった場合、又はこれに関して取締役会が何らかの措置を講じた場合、当社は参加者又はその他の当事者に対する何らの責任も問われないものとする。

(b) 当社は、(i)購入権に対し米国若しくは米国外の法域における法律に基づく税務上の優遇措置を与えるため、又は(ii)不利な課税措置（法第409A条に基づくもの等）を回避するために努力することができるが、本プラン第13条(a)の規定を含め本プランにこれと相反するいかなる規定があっても、当社は上記の表明を行わず、税務上の優遇措置を維持し又は不利な措置を回避する旨の一切の約定を明示的に否認する。当社は、本プランに基づいて参加者に税務上の悪影響が及ぶ可能性があっても、自らの企業活動において何ら拘束を受けないものとする。

14. 本プランの効力発生日

本プランは効力発生日に効力を生じる。購入権は、本プランが取締役会により採択（又は上記第12条(a)により求められる場合には、大幅に修正）された日の前後12箇月間に株主により承認されない限り、行使することはできない。

15. 雑則

(a) 購入権に基づく本普通株式の売付から生じた利益は当社の一般資金を構成する。

(b) 参加者は、購入権の行使によりかかる参加者が取得した本普通株式が当社（又はその名義書換代理人）の帳簿に記録されない限り、購入権の対象となる本普通株式の所有者とはみなされず、またかかる本普通株式の所有者としての権利を付与されない。

(c) 本プラン及び募集は雇用契約を構成しない。本プラン又は募集のいかなる部分も参加者の雇用の任意性をいかなる形であれ変更するものではなく、また当社、関連法人若しくは支社等における雇用を継続する参加者の義務、又は参加者の雇用を継続する当社、関連法人若しくは支社等の義務をいかなる形であれ構成するものではない。

(d) 本プランの規定はカリフォルニア州法に準拠する。但し、同州の法の抵触に関する原則は考慮しない。

(e) 本プランの特定の規定が無効又はその他の形で強制履行不能であることが判明した場合、かかる規定は本プランの他の規定には影響せず、本プランはあらゆる点でかかる無効規定が削除されたものとして解釈される。

16. 定義

本プランで使用される以下の語句には次に記す定義を適用する。

(a) 「法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たす購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから非法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。

(b) 「支社等」とは、取締役会が決定する、関連法人の現在又は将来における支店又は駐在員事務所をいう。

(c) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。

(d) 「資本調整」とは、吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引（この語は財務会計基準審議会の会計基準コーディフィケーショントピック718（又はその後身）において用いられている。）を通じて、当社が対価を受け取ることなく効力発生日より後に本プラン又は購入権の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。なお、前記にかかわらず、当社の転換証券の転換は資本調整とはみなされない。

(e) 「法」とは、米国の1986年内国歳入法（改正を含む。）をいう。

(f) 「委員会」とは、取締役会より権限の移譲を受けた1人又は複数の取締役によって構成される委員会をいう。

(g) 「本普通株式」とは、当社の普通株式をいう。

(h) 「当社」とは、デラウェア州法人であるエヌビディアコーポレーションをいう。

(i) 「抛出（金）」とは、参加者が購入権の行使に資金を供給するために抛出する、募集において特に規定される給与天引（額）及びその他の追加支払（額）をいう。参加者は、募集において特に規定される場合には、募集期間中の最大許容給与天引額を超えない範囲内で自らの口座に追加の払込みを行うことができる。

(j) 「企業間取引」とは、単一の取引又は一連の関連取引において1つ又は複数の以下の事由が発生することをいう。

(i) 当社及びその子会社の連結総資産のすべて若しくは実質上すべて（取締役会がその単独の裁量で決定するところによる。）の売却若しくはその他の処分の完了

(ii) 当社の発行済有価証券の50%以上の売却若しくはその他の処分の完了

(iii) 当社が存続会社とならない吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の完了、又は

(iv) 当社が存続会社となる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引であり、かかる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の直前において発行済であった本普通株式が当該吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引により有価証券、現金若しくはそれ以外の他の財産に転換若しくは変換される取引の完了

法第409A条に準拠するために必要な限りにおいて、米国財務省規則第1.409A-3条(b)(5)(ii)の定めるところにより（同規則中の他の定義を考慮しない。）当社の「所有権若しくは実質的支配権の変更」又は当社の「所有権若しくはその資産の相当部分の変更」に該当しない取引を含む事由は企業間取引とはみなされない。

(k) 「指定された非法第423条法人」とは、非法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人又は支社等をいう。

(l) 「指定会社」とは、指定された非法第423条法人又は指定された法第423条法人をいう。

(m) 「指定された法第423条法人」とは、法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人をいう。

(n) 「取締役」とは、取締役会の構成員をいう。

(o) 「効力発生日」とは、本プラン書類の効力発生日をいい、当社の2012年度年次株主総会の日とする。但し、かかる総会において本プランが当社株主により承認されることを条件とする。

(p) 「適格従業員」とは、募集への参加資格について定めた募集関連文書に規定される要件を満たす従業員をいう。但し、かかる従業員は本プランに定める参加資格要件も同時に充足しなければならない。

(q) 「従業員」とは、当社又は関連法人（支社等を含む。）の登録従業員として扱われる者（役員又は取締役を含む。）をいう。但し、取締役については、取締役としてのみの就労又はかかる就労に対する報酬の支払を理由に本プランに係る「従業員」とみなすことはできない。

(r) 「従業員株式購入プラン」とは、「従業員株式購入制度」（法第423条(b)に定義されている。）に基づいて発行されるオプションに相当する購入権を付与する制度をいう。

(s) 「取引所法」とは、米国の1934年証券取引所法（改正を含む。）をいう。

(t) 「公正市場価額」とは、以下に従って決定される、いずれかの日における本普通株式の価額をいう。

(i) 本普通株式が既存の証券取引所に上場されるか又は既存の市場で取引される場合、本普通株式の公正市場価額は、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、**決定日**における当該取引所若しくは市場（又は本普通株式の取引高が最も多い取引所若しくは市場）での当該株式の**最終売値**とする。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は相場が存在する過去の最新の最終売値とする。

(ii) 本普通株式について上記の市場が存在しない場合、公正市場価額は取締役会が適用法に従い誠実に決定する。

(u) 「非法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たすことが予定されていない購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。

(v) 「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。購入権の行使は1つ又は複数の購入期間の末日に自動的に行われる。募集の条件については、一般に当該募集について取締役会が承認した「オファリング・ドキュメント」の中に規定されている。

(w) 「募集日」とは、募集を開始する日として取締役会が選択する日をいう。

(x) 「募集日価格」とは、募集に参加する各参加者に関し、当該参加者に適用される募集日（すなわち、当該募集において当該参加者が購入権を付与される日）の本普通株式の1株当たり公正市場価額をいう。

(y) 「役員」とは、取引所法第16条並びに同法に基づいて公布される規則及び規定が意味するところの、当社又は関連法人の役員である者をいう。

(z) 「参加者」とは、未行使の購入権を保有する適格従業員をいう。

(aa) 「本プラン」とは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントを含む、この「エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン」（適宜行われる修正を含む。）をいう。

(bb) 「購入日」とは、取締役会が選択する募集期間中の1つ又は複数の日で、当該募集に従って購入権が行使され、本普通株式の購入が実行される日をいう。

(cc) 「購入期間」とは、募集期間内で特定される期間をいい、一般に募集日又は購入日後の最初の取引日に開始し、購入日に終了する。募集は1つ又は複数の購入期間で構成することができる。

(dd) 「購入権」とは、本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプションをいう。

(ee) 「関連法人」とは、現存するか又は将来設立される当社の「親会社」又は「子会社」（これらの語については法の第424条(e)及び第424条(f)にそれぞれ定義されている。）をいう。

(ff) 「証券法」とは、米国の1933年証券法（改正を含む。）をいう。

(gg) 「取引日」とは、本普通株式が上場している取引所又は市場（ニューヨーク証券取引所、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・グローバル・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット又はその後身を含むがこれらに限定されない。）が開場して取引を行う日をいう。

エヌビディアコーポレーション

全面改訂2012年従業員株式購入プラン
オファリング・ドキュメント
指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人用2023年3月1日以降に開始する募集用
報酬委員会による全面改訂：2025年1月23日

本ドキュメントにおいて、大文字で規定された用語は、別途定義されない限り、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に定義された用語と同じ意味を有する。

1. 付与；募集日

(a) 取締役会は、本オファリング・ドキュメントの条件に従い、同時進行する重複する募集のシリーズをここに許可する。本オファリング・ドキュメントに基づき参加することを選択された指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人は、互いにまた当社とは別の募集に参加するが、かかるすべての募集は本オファリング・ドキュメントの条件に従う（但し、適用法令を遵守し本オファリング・ドキュメントが承認された決議に従うため必要な修正がされる場合がある）。ただし、本オファリング・ドキュメントは2023年3月1日以降に開始する全ての募集について適用され、以前に取締役会又は委員会によって承認されたオファリング・ドキュメントに置き換わるものとする。

(b) 本オファリング・ドキュメントに基づく最初の募集セット（すなわち、当社、指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人向けのもの。）（以下「新規募集」という。）は、下記の規定に基づいて早期解約されない限り、2023年3月1日に開始し2025年2月28日に終了する。新規募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間で構成され、1回目の購入期間は2023年8月31日、2回目の購入期間は2024年2月29日、3回目の購入期間は2024年8月31日、最後の購入期間は2025年2月28日に終了する。

(c) 新規募集の開始後、本オファリング・ドキュメントに基づく新たな募集セット（すなわち、当社、指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人向けのもの。）は、本プランの期間中毎年3月1日及び9月1日に自動的に開始する。新たな募集はそれぞれ約24箇月間とする。新たな各募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間から成り、購入期間は2月及び8月の最終日に終了する。

(d) 第1条(e)及び第2条(b)の規定に従い、各募集（新規募集を含む）の初日を当該募集の募集日とする。第1条(e)の規定に従い、各購入期間の最終日を当該購入期間の購入日とする。

(e) 募集日が取引日でない場合には、募集日は直後の取引日とする。購入日が取引日でない場合には、購入日は直前の取引日とする。

(f) 募集の開始に先立ち、取締役会又は委員会は、当該募集及びその後の募集の条件を変更することができる。購入権は、(i)募集日に先立ち募集を行わないと取締役会又は委員会が判断する場合、又は(ii)募集日に募集に関して本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式がない場合でない限り、募集日に付与される。

(g) 募集内の新たな購入期間の最初の取引日（以下「決定日」という。）において、本普通株式の1株当たり公正市場価額が参加者の募集日価格を下回る場合、当該参加者に関し、現在進行中の募集は直ちに終了し、当該参加者は決定日に開始する新たな募集に自動的に登録される。

(h) 募集の募集日において、各適格従業員は、本書に規定する制限に従い最大480,000株の普通株式（資本調整の調整に従う。）（すなわち、第3条(d)に規定された最大120,000株に最大4購入期間を乗じたもの。）を購入するための購入権を付与される。^[1]

2. 適格従業員

(a) 第2条(c)に規定する場合を除き、募集開始に先立つ最終取引日において当社、指定された法第423条法人又は指定された非法第423条法人の従業員である各従業員は、当該日付における適格従業員となる。適用される期限までに必要な登録書類（以下「登録書類」という。）の提出を完了した適格従業員は、当該適格従業員が雇用された組織に適用される募集の募集日に購入権が付与される。本オファリング・ドキュメントにおいて、米国連邦税制上法人ではないがみなし法人として取扱われる当社が所有する事業体又は指定された法第423条法人に雇用された者は、当社又は（適用ある場合）かかる指定された法第423条法人に雇用されたものとみなされる。

(b) 第2条(c)に規定する場合を除き、募集における最初の5箇月間に初めて、当社、指定された法第423条法人又は指定された非法第423条法人の従業員となった者は、雇用された日付で適格従業員となる。適用ある法律に基づく要件を遵守するため取締役会及び／又は委員会による別段の定めがない限り、かかる各適格従業員は、その者が初め

て適格従業員となった月の翌月の最初の取引日に募集に基づく購入権を付与され、当該適格従業員が適用される期限までに必要な登録書類の提出を完了した場合、購入権は以後かかる募集の一部とみなされる。かかる購入権は、本書に記載される通り、当該募集に基づき当初付与された購入権と同一の性質を有する。ただし、

- (i) かかる購入権が付与された日付がすべての目的において当該購入権の「募集日」となり、また
- (ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し当初の募集の終了と同時に終了するものとする。
- (c) 以下に掲げる従業員は適格従業員とはならず、募集に基づく購入権を付与されない。
 - (i) 本プランの第5条(c)に規定された5%の株式保有者である従業員（未行使及び／又は未確定のストックオプションによる所有権を含む。）
 - (ii) 募集日において、本オファリング・ドキュメントに基づく当該購入権の付与は従業員が居住し又は雇用されている地域において適用される法律、規制又は要件を遵守していないと、取締役会又は委員会の単独の裁量により判断された従業員
 - (iii) 募集の募集日において、第3条(c)に定義される25,000ドル制限を理由として募集への参加を禁止された従業員

3. 購入権；購入制限

(a) 本ドキュメント及び本プランにおける制限に従い、いずれかの購入期間について、参加者は購入権に基づき購入期間中の支払期間ごとに自己に支払われた収入（又は購入期間中の当該支払期間における参加者の収入から天引き又は源泉徴収されるその他の全額を差し引いた残額のいずれか少ない方の金額）の最大25%^[2]相当数の本普通株式を購入することができる。但し、参加者の収入の残額の少ない方の金額は、現地の法令遵守のため求められる場合は控除される場合がある。疑義を避けるために付言すれば、ある購入期間中のある支払期間に関する拠出額が、参加者の収入から天引き又は源泉徴収される金額が差し引かれたことにより参加者が選択した拠出割合に基づき拠出するはずであった金額より少ない場合、当該金額は当該購入期間又は募集中のその後の支払期間（若しくはその他の時期）中に拠出することができない。

(b) 本ドキュメントに基づく募集に関して、「収入」とは、参加者に支払われた定期的な現金W-2報酬（又は米国人以外の従業員に対する外国の等価物。）を意味し、基本給与、基本賃金、残業代、歩合、及び実績に基づき変動する現金報酬（計算の目的においてのみ、401(k)プラン或いは当社又は関連法人が制定した他の繰延報酬制度や協定に基づき当該参加者が繰り延べることを選択した金額を含む。）が含まれるが、次のものは含まれない。すなわち、参加者に直接支払われた他のすべての現金報酬（契約金など特別目的の現金報酬が含まれるがそれだけに限定されない。）、商品券の金額、利益分配額、当社又は関連法人により支払われた従業員手当、教育又は授業料の償還額、帰属所得（当社又は関連法人グループの保険又は福利厚生制度に基づいて発生するか否かに関わらない。）、交通費、経費の償還額、引越費用の償還額、住宅手当及び生活費手当、ストックオプション又はその他の株式付与に関連して受領・報告・その他の形で認識された所得、当社又は関連法人が従業員福利厚生制度に基づき支払った拠出金、その他同様の報酬である。曖昧又は不明確な状況が発生した場合、取締役会又は委員会が本定義を解釈する。

(c) 適用されるサブプランに従い、本プランに基づくすべての募集又は従業員株式購入プランとみなされることを意図した他のすべての当社又は関連法人のプランに基づく募集に基づく募集日において参加者が購入できる本普通株式の最大数は、法第423条(b)(8)に従って決定される株式数（以下「25,000ドル制限」という。）とする。すべての場合において、25,000ドル制限は、25,000ドル制限と矛盾せずに取得可能な株式数の増加が選択され得る規定の代替的適用を考慮せずに財務省規則第1.423-2条(i)(4)を適用することにより法第423条(b)(8)に基づき適用可能な規制に従って決定される。

(d) 追加の制限として、参加者は募集の1つの購入日において購入権の行使により最大で本普通株式120,000株^[3]を購入することができる。

(e) すべての場合において、一つの募集に基づきすべての参加者が購入可能な本普通株式の最大合計数は、本プランに基づき同時進行している他のすべての募集に基づき付与されている又は付与される予定の購入権を考慮し、募集日に本プランに基づき利用可能な本普通株式の数とする（端数は切り捨てられる。）。すべての進行中の募集に基づき各購入日においてすべての未行使の購入権が行使された場合に購入される本普通株式の総数が上記制限を超える場合、取締役会は一定かつ公平な方法で（募集日現在に）利用可能な株式の該当する購入日に（各参加者の累積拠出額に基づき）比例按分を行う。

(f) 本第3条に規定された制限が適用された結果として本普通株式の購入に適用されない拠出金は、（適用される法律により利息の支払いが要求されている場合を除く。）、無利息で募集の終了後速やかに参加者へ返金される。

4. 購入価格

募集に基づき各参加者が取得する本普通株式の1株当たり購入価格は、(i)当該参加者の募集日価格の85%又は(ii)該当する購入日における当該本普通株式の1株当たり公正市場価格の85%のいずれか低い方の額とし、いずれの場合も端数は最も近い株当たりのセント金額へ切り上げられる。

5. 参加；拠出

(a) 適用法が別途要求する場合又は参加者の購入権を適用法及び参加者の選択に従って管理するために以前の給与控除運用中に生じた事務処理上の誤記を是正する唯一可能な方法である場合を除き、拠出は、給与天引のみによって行うことができる。本オファリング・ドキュメントに別段の定めがある場合でも、第5条(b)、(c)及び(d)に基づく拠出の変更処理を、当社が選択を受領した日後可能な限り速やかに行うものとし、処理を有効とするため当該日より最大で2支払期間を要する場合がある。明確にするために付言するならば、(i)選択に対する変更は遡って行われることはなく（すなわち、選択の変更は、当該変更が当社のシステムに加えられる前に参加者に支払われる金額又は参加者が支払う拠出のいずれにも適用されない。）、かつ(ii)選択に対する変更がある購入期間における購入日の直前の10暦日以内（又は当社が決定する他の制限期間内）に行われた場合には、当該選択に対する変更は、当該購入期間について効力を有さないものとする。

(b) 適格従業員の募集に参加する旨の選択は、募集日付けで有効となる。適格従業員は、当社が提供する登録書類で自身の拠出割合を積極的に選択しなければならない。当該募集に関し当社が別の日を設定する場合を除き、すべての項目を記入した登録書類を、募集日の1暦日以上前に当社に交付しなければならない。拠出割合は、収入に対する整数の割合で表記しなければならない。最低1%（本オファリング・ドキュメントに別段の定めがある場合を除く。）とし、最高25%^[4]とする。

(c) 参加者は、該当する購入期間又は募集が開始する1暦日以上前（又は当社が決定した他の期間。）に必要な選択書類を交付することにより拠出割合を引き上げ又は引き下げることができ、かかる変更は、次の購入期間又は募集の時点で有効となる。但し、当社は、自らの単独の裁量でいつでも（募集又は購入期間が開始した後のいずれかの時点を含む。）拠出割合を引き上げる参加者の要求を受け入れない旨を決定することができる。

(d) 購入期間中に行われるべき拠出について、参加者は、当該購入期間中に拠出割合を引き上げることができない。参加者は、ある購入期間中に、当該購入期間中になされる拠出割合を1回（但し1回のみとする。）引き下げることができる（0%へ引き下げることを含む。）。但し、ある購入期間における購入日の直前の10暦日以内（又は当社が決定する他の制限期間）に受領された選択書類は、次の購入期間又は募集（適用ある場合）に関してのみ効力を有するものとする。新たな購入期間又は募集の開始よりも1暦日以上前（又は当社が決定する他の期間。）に参加者が自らの拠出割合を0%から1%以上に引き上げなかった場合には、当該参加者は、新たな購入期間又は募集の初日に本プランから除籍される。

(e) 参加者は、募集におけるいずれかの購入日の直前の10暦日（又は当社が決定する他の期間。）を除く募集の終了前のいずれの時点においても、必要な撤回通知の書類を交付することにより、募集から撤回することができる。無利息で（適用法が利息の支払いを要求する場合を除く。）拠出金（いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拠出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。）の返金を受けることができる。募集におけるいずれかの購入日の直前の10暦日（又は当社が決定する他の制限期間。）に参加者が撤回選択書を提出した場合には、当該撤回は、次の募集又は購入期間の該当するものに関してのみ有効となりうる。特定の募集から撤回した参加者は当該募集には再度参加できないが、本オファリング・ドキュメントの規定に従い参加の選択を期限内に行うことによって他の募集に参加することができる。

(f) 募集に関する本プランに基づいて留保される株式を対象とする有価証券届出書が当社によって提出され、発効する場合を除き、適格従業員は、拠出割合の選択を含む、募集に対する参加に関する投資の決定を行うことができない。当社は、適用される証券取引法を遵守し、本プランの目的が満たされる手続を定めることができる。

(g) 適格従業員が募集に積極的に登録し、1%以上の割合で拠出を積極的に承認した場合（本オファリング・ドキュメント又は取締役会若しくは委員会が採択した旧オファリング・ドキュメント（適用ある場合）に基づく募集に関連する場合を含む。）には、当該適格従業員は、最初の募集が終了した直後に開始する次の募集に自動的に登録され、かかる次の募集が終了した直後に開始する次の募集に再度自動的に登録され、上記第5条(e)に従って参加者が募集からの撤回を選択するか、上記第5条(d)に従って参加者が撤回したと見なされるか、又は他の形で参加者が本プランに対する参加を終了する（当社、指定された法第423条法人又は指定された非法第423条法人との雇用関係の終了による場合を含む。）まで、かかる方式で自動的に再登録される。

(h) 当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人から非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人に移籍する参加者は、直ちに法第423条コンポーネントへの参加を中止しなければならない。但し、当該移籍を行った日が属する購入期間中に行われた拠出金は非法第423条コンポーネントに移転されるものとし、かかる参加者は、適用法上求められる修正を除き本プランへの参加条件と同一の条件で非法第423条コンポーネントに基づく現行の募集に直ちに参加することとなる。非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人から当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人に移籍する参加者は、(i)非法第423条コンポーネントに基づく現募集期間の終結時、又は(ii)かかる参加者が当該移籍後に初めて参加した募集の募集日のうち、いずれか早い方の日まで、非法第423条コンポーネントの参加者であるものとする。

(i) 理由を問わず、参加者と当社、指定された法第423条法人又は指定された非法第423条法人との雇用関係が終了した場合には（上記第5条(h)にしたがい、当該参加者の雇用が、（適用ある場合）当社、他の指定された法第423条法人又は他の指定された非法第423条法人へ断続することなく移転されるのでない限り）、募集に基づいて与えられる購入権は直ちに終了し、また、上記第5条(h)に別段の定めがある場合を除き、適用ある場合、当社は、かかる参加者に、その拠出金（いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拠出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。）を無利息で（適用法が利息の支払いを要求する場合を除く。）返金するものとする。疑義を避けるために付言すれば、試用から雇用への変更は本プランにおいて雇用の終了を意味しない。

(j) 当社又は指定された法第423条法人の従業員である参加者が休職中である場合、本募集の目的上当該参加者の雇用の状態は米国財務省規則第1.421-1条(h)(2)に従い決定される。（例えば、参加者が雇用に戻れる能力が法令又は契約によって保証されていない場合、当該参加者の雇用は終了したものと見なされるため、その参加者の購入権は休職が開始した日から3箇月間が経過した翌日に、当該参加者がその日に先立ち有効な雇用に戻れない限り直ちに終了するものとする。指定された非法第423条法人の従業員である参加者の場合、上記第5条(h)に従い且つ当該参加者が取得した休職とは無関係に、指定された非法第423条法人による当該参加者の雇用が法的に終了した日に購入権が終了するものとする。

6. 購入

本文書に定める制限に従い、各購入日に各参加者の拠出金は（適用法が別途要求する場合を除き、利息によって増額されずに）本プラン及び募集に基づいて許容される整数の最大株式数まで本普通株式を購入するために充当される。

7. 税に対する責任

参加者は、参加者を雇用した当社又は、異なる場合、指定された法第423条法人若しくは指定された非法第423条法人（以下「雇用者」という。）による行為にかかわらず、本プランへの参加に関連し且つ参加者に対し法的に適用される又は、当社若しくは雇用者に対し法的に適用される場合でも当社若しくは雇用者がその裁量で参加者に対する適切な請求とみなす、あらゆる所得税、社会保険、給与税、フリンジベネフィット税、支払いその他の税関連項目（以下「税関連項目」という。）に関する最終的な責任は参加者にあること、及び、それらが当社又は雇用者（もしあれば）によって実際に源泉徴収された金額を超える場合があることを認識する。また参加者は、当社及び/又は雇用者が、(a)本プラン若しくは普通株式の持分に関する事項（すなわち購入権の付与、普通株式の購入及び発行、普通株式の事後的売却又は配当金の受領を含むが、それらに限定されない。）に関連するいかなる税関連項目に関する対処についても表明又は約束を行わないこと、並びに(b)税関連項目に関する参加者の義務を軽減し若しくは何らかの特定の課税結果を実現するために購入権の付与及び本プランに関する事項に関する条項の作成を行うものではなくまたその義務はないことを認識する。さらに、参加者が複数の法域において税関連項目に服する場合、当該参加者は、当社及び/又は雇用者（若しくは適用ある場合、前の雇用者）は複数の法域における税関連項目を源泉徴収若しくは報告しなければならない場合があることを認識する。

課税又は源泉徴収に関する事象がある場合、それに関連して、参加者は当社及び/又は雇用者が全ての税関連項目を充足するために満足する適切な取り決めを行うことに同意する。この点に関し、参加者は当社及び/又は雇用者が当社の裁量により次に掲げる1つ又は複数の方法により税関連項目に関する源泉徴収義務若しくは権利を充足することを承諾する。すなわち、(i)参加者に支払われる給与又はその他の報酬から源泉徴収すること、(ii)本プランに基づき取得した普通株式の持分について、自主的な売却であるか当社によって当該受諾に基づき追加の同意なしに参加者を代理して行われる強制的な売却であるかを問わず、かかる売却による手取金から源泉徴収すること、(iii)購入時に参加者に対して発行される普通株式を差し引くこと、(iv)当社及び/若しくは雇用者に対し小切手若しくは送金若しくは当社及び/若しくは雇用者が受諾可能なその他の形式による支払いにより参加者が直接支払うことを要求し若しくは許可すること、並びに/又は(v)当社が決定するその他の方法で源泉徴収すること（但し、当該方法は適用ある法律及び本プランに従うものとする。）（上記に関わらず、参加者が役員である場合、源泉徴収義務を充足するために上記(ii)又は(iii)の方法を用いる場合は取締役会又は委員会の承認がなければならない。）。

当社は法定の又はその他の源泉徴収率（参加者の法域において適用される最低若しくは最大源泉徴収率を含む。）を考慮することにより、税関連項目の源泉徴収又は報告を行うことができる。源泉徴収額に超過があった場合、参加者は源泉徴収における超過額の返還を現金で受領することができ（それに相当する普通株式を受領する権利を有さない。）、返還

されない場合、参加者は当該地域の課税当局に還付を求めることができる。源泉徴収額に不足があった場合、参加者は適用ある課税当局に直接又は当社及び／若しくは雇用者に対し税関連項目を支払わなければならない。税関連項目に関する義務が株式からの徴収により充足される場合、税務の目的上、参加者は、発行された株式の一部がもっぱら税関連項目の支払いのために差し引かれた場合でも、行使された購入権の対象となる株式全てを発行されたものとみなす。

最後に、参加者は、当該参加者が本プランに参加したことにより当社及び／又は雇用者が源泉徴収又は報告を行わなければならない且つ前述の方法により充足することができない税関連項目の金額を、当社及び／雇用者に支払うことに同意する。参加者が税関連項目に関する自らの義務を遵守できない場合、当社は、普通株式の持分の発行若しくは交付又は普通株式の持分の売却による手取金を拒否することができる。

8. 通知及び同意

募集又は本プランに規定する通知及び同意は、書面及び／又は電子的方法で（当社専属の仲介業者の電子的プラットフォーム及び／又は当社のイントラネットサイトを通じた連絡、当社が規定し又は要求する形式の連絡を含むがこれに限らない。）行う。本プラン又は本オファリング・ドキュメントに明示的に規定する場合を除き、通知及び同意は、受領時に有効に交付されたものとみなす（文書が電子的方法で送信された場合を含む。）。

9. 本プランの制約を受ける募集

各募集は本プランの規定に従う。募集は、本プランに基づき随時発表及び採用される解釈、修正及び規則の制約を受ける。募集の規定（本プランに基づいて随時発表及び採用される解釈、修正及び規則を含む。）と本プランの規定との間に抵触がある場合には、本プランの規定が優先する。

10. 現行の募集に対する変更

(a) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、取締役会及び／又は委員会は、(i) 募集の間に行われた拠出金に対する変更の頻度及び／又は回数を制限し、(ii) 米ドル以外の通貨で天引される金額に適用される換算比率を定め、(iii) 適切に完了した拠出の選択を当社が処理する際に生じた誤りを是正するために、参加者が指定した金額を超える拠出を許可し、(iv) 各参加者のための本普通株式の購入に充当される金額が当該参加者の拠出金に適切に対応するよう、待機期間及び調節期間並びに／又は会計手続及び振込手続を定め、(v) 法第423条を含む適用ある法律の遵守を確保するため、未行使の購入権を修正又は募集の条件に関する不明確な点を明確化し、(vi) 取締役会又は委員会が自らの単独の裁量で望ましいと判断しかつ本プランに反しない他の制限又は手続を定める権利を与えられる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部分である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

(b) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、本プランの条件の制約の下で、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の運用によって当社の会計又は規制に望ましくない結果が生じると取締役会が判断する場合には、取締役会又は委員会は、自らの裁量で必要又は適切な範囲でかかる不利な会計又は規制の結果を減殺又は除去するために、(1) 現行の募集を含む募集に関する本プランに基づき付与される権利に従い取得される株式の購入価格を変更し、(2) 現行の募集を含む募集を新たな購入日に募集が終了するよう短縮し、(3) 株式を配分することを含むがこれに限らず、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の改定又は修正を行うことができる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部分である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

11. その他の要件

(a) 当社は参加者による本プランへの参加、購入権及び本プランに基づき購入される普通株式について、当社が法律上若しくは運営上の理由により必要又は適切と判断する範囲において、その他の要件を課す権利を留保し、また参加者に対し前述の目的のために必要な追加の契約書若しくは合意への署名を求める権利を留保している。

(b) 本オファリング・ドキュメント又は本プランにこれと異なる規定があっても、法第423条の規定に従い、購入権に関する参加者の権利、拠出金及び／又は利益（当該購入権に関して発行された又は発行可能な普通株式を含むが、これに限定されない）は、適用される法律の下で許容される範囲内で、当社の報酬返還方針（適宜修正される）及び当社が採用するその他のクローバック方針に従って、返還の対象となる。

12. 付与に関する助言の不存在

当社は何らの税務、法務又は金融に関する助言を提供せず、参加者による本プランへの参加又は普通株式の持分の購入若しくは売却について推奨を行わない。参加者は、自信の本プランへの参加について本プランに関する手続きを行う前に、個人的に税務、法務及び金融アドバイザーに相談すべきであることを確認及び理解する。

13. 電子的交付及び受諾

当社は自己の裁量により、現在又は将来の本プランへの参加に関する一切の書類につき電子的手段での交付を決定することができる。参加者はここにかかる書類を電子的交付により受領することを承諾し、当社又は随時当社が指定する他の第三者により設定かつ維持されるオンライン若しくは電子的システムを通じて本プランに参加することに同意する。

14. 準拠法/裁判管轄

購入権及びオファリング・ドキュメントの条項は、州の法の抵触に関する規則に頼ることなく、カリフォルニア州法を準拠法とし、それに従う。

参加者の本プランへの参加を理由とする、又はそれに関する、又はそれから起因して提起される一切の訴訟その他の裁判手続の目的で、参加者はここにカリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所又はカリフォルニア州北部地区の他の米国連邦裁判所の唯一かつ独占的な裁判権に同意し、これに従い、購入権の付与が行われる及び/又は実行されるその他の裁判所は無い。

15. 免責

参加者は、参加者によるオファリング・ドキュメントの条項の違反の当社による免責は、オファリング・ドキュメントの他の条項の免責とはならず若しくはそのように解釈されず、又は参加者若しくは他の参加者によるその後の違反の免責とはならず若しくはそのように解釈されないことを認識している。

16. 別紙A

本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、参加者が米国外に居住している場合、募集は、本書に添付された別紙Aに列挙された米国外の参加者のための追加的な条件に服するものとする。さらに、参加者が別紙Aに列挙されたいずれかの国に居住している場合、募集は、当該国の参加者について、別紙Aが規定する追加の条件に服するものとする。さらに、ある募集の初日において別紙Aに列挙されたいずれの国にも参加者が居住していないものの、その後のいずれかの時点において列挙された国のいずれかの国に移転した場合には、法律上若しくは運営上の理由によりかかる追加の条件を適用することが必要又は適切と当社が判断する範囲において、当該国に関する追加の条件（もしあれば）を当該参加者に適用する。別紙Aは、本オファリング・ドキュメントの一部分を構成する。

-
- [1] 上記又は本オファリング・ドキュメントにおける別段の規定に関わらず、2024年6月7日より前に発生した購入日については、参加者が当該購入日に購入可能な普通株式の最大株式数は、本書に定める制限を条件として、（120,000株ではなく）12,000株とする。
 - [2] 上記又は本オファリング・ドキュメント若しくは本プランにおける別段の規定に関わらず、2025年3月1日より前に開始した購入期間について、かかる最大割合は（25%ではなく）15%であった。
 - [3] 上記又は本オファリング・ドキュメントにおける別段の規定に関わらず、2024年6月7日より前に発生した購入日については、参加者が当該購入日に購入可能な普通株式の最大株式数は、（120,000株ではなく）12,000株とする。
 - [4] 上記又は本オファリング・ドキュメント若しくは本プランにおける別段の規定に関わらず、2025年3月1日より前に開始した購入期間について、かかる最大割合は（25%ではなく）15%であった。

別紙A

エヌビディアコーポレーション 全面改訂2012年従業員株式購入プランオファリング・ドキュメント に関する 追加条件 米国外に居住する参加者用

本別紙Aにおいて使用されているものの本別紙Aにおいて定義されていない用語は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）及び／又はオファリング・ドキュメントにおいて用いられているものと同一の意味を有するものとする。

条件

本別紙Aは、本別紙Aに記載される国に居住する及び／又はそれらの国において就労する参加者による本プランへの参加を規定する追加の条件を示すものとする。

参加者が、現在居住している及び／又は就労している国以外の国民又は居住者である場合、本プランへの参加後に雇用及び／又は居住を移転した場合、又は現地の法律上、他国の居住者とみなされる場合、当社はその裁量により本別紙Aの条件が参加者に適用される範囲を決定することができる。

通知

本別紙Aには、本プランへの参加について参加者が認識すべき外国為替管理及びその他の問題に関する情報も含まれる。当該情報は2025年1月現在各国において有効な証券法、為替管理その他の法律に基づいている。かかる法律は複雑である場合が多く、また頻繁に改正されている。したがって当該情報は、参加者が本プランに基づき普通株式を取得する時点若しくは取得した普通株式を売却する時点において古いものになっている可能性があるため、当社は、参加者が本別紙Aの情報を本プランへの参加の影響についての唯一の情報として依拠しないことを強く推奨するものである。

さらに、本別紙Aに記載される情報は一般的な性質のものであり、参加者の個別の状況に適用できるものではなく、当社は参加者に対し個別の影響について確認する立場にない。したがって、参加者は、各自の状況に対し参加者の国の関連する法律がどのように適用されるかにつき適切な専門家の助言を求めるべきである。

最後に、参加者が現在居住している及び／又は就労している国以外の国民又は居住者である場合、本プランへの参加後に雇用及び／又は居住を移転した場合、又は現地の法律上、他国の居住者とみなされる場合、本別紙Aに含まれる情報は参加者に同一の方法で適用されない場合があることを、参加者は承知している。

A. 米国外の全ての国に関する追加的条件

条 件

米国外のいずれかの国に居住する参加者に対し、以下の追加的な条件が適用される。

1. 本プランの性質

本プランへの申し込み及び参加により、参加者は以下の通り承知し、理解し、また同意する。

- (a) 本プランは当社により自主的に策定され、その性質上任意のものであり、本プランにより認められる範囲で当社により改訂、修正、中止又は停止される場合がある。
- (b) 本プランの運営及び購入権の付与はもっぱら当社により行われ、当社のみが本オファリング・ドキュメントの当事者である。したがって、本オファリング・ドキュメントに基づき参加者が有する権利は当社に対してのみ行使することができるが、関連法人（雇用者を含むがこれに限らない）に対しては行使できない。
- (c) 関連法人（雇用者を含むがこれに限らない）は、本オファリング・ドキュメントに基づきいかなる種類の支払義務も負わない。
- (d) 購入権の付与は、例外的、自主的及び臨時のものであり、過去に購入権の付与があった場合でも、将来の購入権の付与若しくは購入権に代わる給付を受ける契約上の又はその他の権利を発生させるものではない。
- (e) 将来の購入権のその他の付与に関する全ての決定は（もしあれば）、当社の単独の裁量によるものとする。
- (f) 購入権の付与及び参加者による本プランへの参加は、雇用に関する権利を発生させるものではなく、当社との雇用若しくはサービス契約を形成又は修正するものと解釈されてはならず、いつでも参加者の雇用を停止する雇用者の能力を妨げるものではない。
- (g) 参加者は、自主的に本プランに参加する。
- (h) 参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式、並びにそれによる収入及び価値は、何らかの年金を受領する権利又は報酬と置き換えることを意図しない。

- (i) 参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式、並びにそれによる収入及び価値は、契約解除、退職、雇用終了、辞職、解雇、職務終了時における支払い、長期勤続報奨、有給休暇、年金若しくは退職金又は給付金又は類似の支払いの計算を含むがそれらに限定されないいづれの目的においても通常の又は予定された報酬ではない。
- (j) 購入権の対象となる普通株式の持分将来の価額は未知、決定不能であり、正確に予測することはできない。
- (k) 本プランに基づき購入された普通株式の持分の価額は、将来増減する可能性があり、購入価格を下回る可能性もある。
- (l) (i)参加者の雇用が終了した（理由の如何にかかわらず、また無効であった又は雇用地の法域の労働関連法若しくは当該参加者との雇用契約に違反していたことが後に判明したか否かを問わない。）こと及び/又は(ii)返還、回収又は適用法によって要求されるその他のクローバック方針の適用の結果、本プランに基づく購入権が失効したことにより、報酬又は損害賠償の請求権又は受領権が発生することはないものとする。
- (m) 本プランにおいて別途規定されるか又は当社の裁量によって決定されない限り、購入権は、本プラン又は購入権を他の会社に移転させ若しくは引き継がせる権利を構成せず、又は普通株式の持分に影響を及ぼす会社の取引に関連して交換され、現金化され、若しくは代替される権利を構成しないものとする。
- (n) 当社による別段の合意がない限り、参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式の持分並びにそれらによる所得及び価額は、参加者が関連法人の役員として提供した役務の対価として、またそれに関連して、付与されるものではない。
- (o) 当社又は雇用者を含む関連法人のいずれも、普通株式の持分の価額又は本プランへの参加に従って支払われる金額に影響する、参加者の地域の通貨とドルとの間の為替による変動について責任を負わないものとする。
- (p) 参加者による後続の募集への参加は当該募集の開始時に有効な本プラン及びオフアリング・ドキュメントの条件に従うこととする。

2. 拠出金の換算

参加者は本プランに基づく自らの拠出が米ドル以外の通貨で行われる場合、かかる拠出金は購入日又はそれ以前に、当社が決定する当該転換が行われる時点で有効な為替レートを用いて米ドルに換算されることを理解する。参加者は当社、雇用者又はその他関連法人のいずれも、本プランに基づく拠出金の価値に影響を与える可能性のある、参加者の現地通貨と米ドル間の為替レートの変動に責任を持たないことを理解し、これに同意する。

3. プランへの参加の承認

参加者は、本プランは任意のプランであることを理解し、また参加者は雇用者による給与の天引き又は本プランに基づいて参加者が行うその他の拠出は、完全に自由意思に基づき行われることを了解する。参加者は、（オフアリング・ドキュメント第5条(e)に従い）本プランへの参加を自由に撤回することができ、本プランに基づき参加者が支払った自主的拠出のうち本プランに基づき普通株式の持分の購入に充当されていない全額の返還を受領することができることを理解する。参加者は、本プランに基づき普通株式の持分の購入のため、雇用者が参加者の給与から参加者が指定した割合で天引を行うこと及びかかる給与天引の累計額を参加者を代理してアメリカ合衆国に送金することをここに承認する。参加者は、現時点又は将来においてかかる承認に関し、別途、雇用者との間でプラン参加合意書を締結するか又は雇用者若しくは当社が要求するその他の契約書若しくは同意書を締結することに同意する。参加者は、当該同意書又は契約書を締結しない場合、プランに参加することができなくなることを理解する。

4. 言語

参加者は英語に十分堪能であるか又は、オフアリング・ドキュメント、登録書類、本プラン及びその他本プランの関連書類の条項を理解するため英語に十分堪能である助言者に相談したことを認める。参加者が英語以外の言語に翻訳されたオフアリング・ドキュメント、登録書類又は本プランに関連するその他書類を受領している場合で翻訳版の意味が英語版と異なる場合、適用ある法律において別段の定めがない限り、英語版が優先する。

5. インサイダー取引の制限/市場濫用規制法

参加者は、参加者が当社に関する「内部情報」（適用ある法域における法令により定義される。）を保有するとみなされる期間中、普通株式、普通株式に対する権利（例：購入権）又は普通株式の価値にリンクした権利を受領、取得、売却又はその他処分する参加者の能力に影響を与える可能性のある、適用ある法域（米国及び参加者の本国若しくは（異なる場合）参加者の証券会社の国を含む。）にある普通株式が上場される取引所に基づく、現地のインサイダー取引規制及び/又は市場濫用規制法の対象である。現地のインサイダー取引法令は、参加者が内部情報を保有する前に行った注文の取消又は訂正を禁じる可能性がある。さらに、参加者は以下を禁じられる可能性がある：(i)第三者への内部情報の開示。職場の同僚も含む、及び(ii)第三者への内部情報の伝達又は第三者に証券を買わせる若しくはこれを売らせること。これらの法令に基づく制限は、当社の適用あるインサイダー取引方針に基づき課される可能性のあるいかなる制限からも

独立したものであり、かつそれに加えてのものである。参加者は適用ある制限の遵守は参加者の責任であることを認識しており、参加者は自己の個人的な法律顧問にこの件につき話しをするべきである。

6. 海外資産/口座及び税務報告、外為規制

参加者は、参加者の自国外の証券会社若しくは銀行口座において、本プランに基づき購入される普通株式を購入若しくは保有、又は本プランへの参加により受領する現金（本プランに基づく普通株式に対して行われる配当による現金を含む。）を保有する自己の能力に影響を与える可能性のある、海外資産及び/又は口座報告の一定の要件が存在する可能性を認識している。参加者はかかる口座、資産又は取引を自国の税務当局又はその他当局への報告を求められる可能性がある。参加者はまた、本プランへの参加の結果受領する売却手取り金又はその他資金を受領後一定期間内に指定する銀行又は証券会社を通じて自国へ送金することを求められる可能性もある。参加者は、かかる規制を遵守することは参加者の責任であること認識しており、参加者は詳細につき自己の法律顧問に相談をすべきである。

B. 国別特定条項

全ての米国外の参加者に対するデータプライバシー条項

契約条件

欧州連合（EU）/欧州経済地域（EEA）/スイス/英国の外で勤務及び/又は居住する参加者に対するデータプライバシー同意書

(a) データの収集及び使用 当社及び雇用主は、本プランを実施、運用及び管理する目的で、参加者の氏名、自宅住所及び電話番号、Eメールアドレス、生年月日、社会保障番号、パスポート若しくはその他の身分証明書の番号、給与、国籍、職責、当社普通株式の保有数若しくは当社における取締役職、参加者につき付与され、取り消され、行使され、権利が確定し若しくは確定せず若しくは未行使であるすべての購入権若しくはその他普通株式の取得に関する権利又はそれらに相当する給付の詳細（以下「本データ」という。）を含むがこれらに限定されない、参加者に関する一定の個人情報を収集、処理及び使用する。本データの処理に関する法的根拠は、必要とされる場合、参加者の同意である。

(b) 株式プラン・サービス提供者 当社は、参加者による本プランへの参加の実施、運営及び管理を支援している Charles Schwab & Co., Inc.（その特定の関連会社を含む。）（以下、総称して「シュワブ」という。）に本データを移転する。当社は、将来、異なる又は追加のサービス提供者を選任し、同様の方法でサービスを提供する他の提供者と本データを共有することができる。参加者は、独立した条件及びデータ処理慣行につきシュワブとの合意を求められる可能性がある。当該合意は、本プランへの参加できることの条件である。

(c) 国際データ移転 当社及びシュワブは、米国を本拠地とする。参加者の国又は法域は、米国とは異なるデータプライバシー法及び保護を有することができる。本データの移転に関する当社の法的根拠は、必要とされる場合、参加者の同意である。

(d) データの留保 当社は、参加者による本プランへの参加を実施、管理及び運営するために必要な期間に限り、又は、税法、為替管理法、労働法及び証券法に基づく義務を含む法律上若しくは規制上の義務を遵守するために必要な期間に限り、本データを保有及び使用する。かかる期間は参加者の雇用契約を超えて延長される場合がある。当社又は雇用者は、上記のいずれの目的においても本データを必要としなくなった場合はこれに関連する本データの処理を中止し、可能な限り最大限まで、かかる目的のために使用された当社又は雇用者の全てのシステムから本データを削除する。

(e) 任意性及び同意の拒否又は撤回の結果 本プランへの参加は自発的なものであり、参加者は、純粋に自発的にここに同意を提供している。参加者が同意しない場合、又は参加者がその後自己の同意を取消す場合、参加者の雇用者からの給与若しくはその他の現金報酬又は雇用者との雇用若しくはその他の役務は影響を受けない。同意を拒否又は撤回した場合の唯一の結果は、当社が参加者に対して購入権若しくはその他の株式報酬を付与できない、又はかかる報酬を管理又は維持できないということである。

(f) データ主体の権利 参加者は、自己の法域において、データプライバシー法に基づく多数の権利を有する場合がある。参加者がどの法域に基づくかにより、そのような権利には、(i)当社が処理する本データへのアクセス又はコピーを要求する権利、(ii)不正確な本データの是正、(iii)本データの削除、(iv)本データ処理の制限、(v)本データの持ち運び可能性、(vi)参加者の法域内の管轄当局に苦情を申し立てる権利、及び/又は(vii)本データの潜在的な受領者の氏名及び住所を記載した一覧表を受領する権利、を含む可能性がある。これらの権利に関して明確にするため、又はこれらの権利を行使するために、参加者は現地の人事担当者に連絡を取ることができる。

(g) 追加の承認/同意 参加者は、当社が、将来の本データの処理若しくは移転につき別の根拠に依拠できること、及び/又は参加者が別のデータプライバシーの同意を提供することを要求できることを理解する。該当する場合、当社又は雇用者の請求により、参加者は署名済みの承認書若しくはデータプライバシーに関する同意書（又はその他の契約若しくは同意書）を提供することに同意する。これは、現在又は将来のいずれかにおいて、参加者の自国におけるデータプライバシー法に従い、当社及び/又は雇用者が参加者の本プランへの参加の管理の目的で参加者から取得することを必要であると考える同意書である。参加者は、当社及び/又は雇用者が請求するかかる同意書若しくは契約書を提供できない場合、参加者は本プランに参加できないことを理解し、これに同意する。

（訳出省略）

日本

通知書

為替管理情報：参加者が1回の取引において取得する普通株式の価値が1億円を超える場合、参加者は、普通株式の取得から20日以内に「証券の取得又は譲渡に関する報告書」を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。参加者は、自らの報告義務について判断するために自己の税務顧問に相談をするべきである。

海外資産/口座報告情報：日本の居住者は、日本国外に保有する資産（例：本プランに基づき取得された普通株式）を、毎年12月31日現在、当該資産の正味公正市場価値が合計で5,000万円を超える場合、その詳細を報告する必要がある。かかる報告の期限は翌年の6月30日である。参加者は、日本の適用ある報告要件を適切に遵守しているかを確認するために、自己の税務顧問に相談をするべきである。

（訳出省略）

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

第1 臨時報告書の提出

該当事項なし。

第2 事業等のリスクに関する変更

当社は、本有価証券届出書の提出日現在、2024年5月24日付で関東財務局長に提出した外国会社報告書及びその補足書類に記載された「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク」の内容及び将来に関する事項について、以下の記載を除き重要な変更はないものと判断している。

また、それらのリスクのいずれかが当社の事業、財政状態及び業績又は評判を損なう可能性があり、それにより当社の株価が下落する可能性がある。当社が現在認識していない又は当社が現時点で重要でないと考える追加的なリスク、傾向及び不確実性によっても、当社の事業、財政状態、業績又は評判が損なわれる可能性がある。

製造リードタイムの長期化並びに供給及び部品の入手可能性における不確実性は、顧客需要を的確に予測できないことと相まって、需要と供給のミスマッチにつながったことがあり、今後もそうなる可能性がある。

当社は、製品の製造及び組立のために第三者を活用しており、当社の製造リードタイムは長期化している。当社は、ウェハー、部品又は製造能力の供給を保証されておらず、当社の供給納入及び製造は1四半期中又は1年以内に非線形となる可能性がある。当社の顧客需要の見積もりが不正確である場合、当社が過去に経験してきたように、需給の大幅なミスマッチが発生する可能性がある。このミスマッチにより、製品の不足と過剰在庫が共に発生し、当社の市場プラットフォーム間でばらつきが生じ、当社の財務成績に大きな損害を与えた。

当社は、完成品を積み上げ、予想される需要に先駆けて在庫を維持する。当社はこれまで長期的な供給契約及び製造能力コミットメントを締結したことがあり、将来においても締結する可能性があるが、当社の事業ニーズを満たす製造能力に関する十分なコミットメントを確保できない可能性があり、また長期的な需要予想が変化する可能性がある。さらに、完成品に必要な部品を第三者から入手できない場合、特定の製品を販売する当社の能力に支障をきたしたことがあり、今後もそうなる可能性がある。かかるリスクは当社のプラットフォーム戦略の結果として増加する可能性がある。半導体業界に影響を与える不足、及び/又は当社のサプライチェーンにおける供給若しくは製造能力が制限される時期には、一部の供給品に関する注文のリードタイムは延長される可能性がある。以前に、リードタイムが延長され12か月を超えたことがあり、今後もそうなる可能性がある。将来の供給及び製造能力を確保するために上乗せ金を支払い保証金を提供してきたため、製品コストが増加しており、上乗せ金の支払いと保証金の提供を継続する可能性がある。既存のサプライヤーが当社の供給ニーズに応えるために能力を拡大できない場合、当社は供給源の追加を行わなければならない、保証金の追加が必要となる可能性がある。当社は、収益が減少した際に、当社の供給コミットメントを同じ割合で又は全く減少させることができない可能性がある。Hopper及びBlackwellのシステムにはいずれも一定の供給上の制約があり、Blackwellに対する需要は2026会計年度のいずれかの四半期において供給を上回ることが予想される。

以下を含む多くの追加的要因が、これまでに当社製品に対する将来の顧客需要を当社に過小評価又は過大評価させたり、その他当社製品に対する需給のミスマッチを生じさせ、当社の収益の時期及び金額に影響を与えてきており、将来的にもそうなる可能性がある。

- ・ 製品開発サイクル及び市場投入までの期間の変更
- ・ 技術的な競争並びに競合他社製品の発売、発表又はその他の動き
- ・ 事業及び経済状況の変化
- ・ 政府による突然の又は継続的なロックダウン若しくは公衆衛生問題
- ・ 急速に変化する技術又は顧客の要求
- ・ 顧客が十分なデータセンター容量又はエネルギーを調達できること
- ・ 既存製品に対する需要を減少させることとなる、新製品の発売及び移行
- ・ 新たな又は予想外の最終ユースケース
- ・ 競合製品に対する需要の増加
- ・ 第三者による事業上の決定
- ・ 高速コンピューティング、AI関連クラウドサービス又は大規模言語モデルに対する需要
- ・ 当社の製品及び技術の基盤となるアーキテクチャーのエコシステムに影響を及ぼす変化
- ・ 当社製品に対する需要
- ・ 輸出規制やゲーム利用に対する規制強化のような政府の措置又は政策の変更

当社は需要予測をサポートするため、既存及び新規のサプライヤーとの間で供給及び生産能力の購入を増やし続けている。かかる増加と共に、当社は現在及び将来の製品供給のための前払い製造及び生産能力契約をこれまでに締結しており、また今後も締結する可能性がある。こうした購入量の増加や当社サプライチェーンへの新規サプライヤー及び請負製造業者の統合は、生産計画、実行及び物流にばらつきのある複数のサプライヤーの管理をより複雑にする可能性がある。当社の製品ポートフォリオが拡大し、部品の互換性や品質が変化することで、在庫水準の上昇につながる可能性がある。当社の在庫若しくは供給又は生産能力コミットメントが当社製品に対する需要を上回る場合又は需要が減少する場合、在庫引当金又は減損が発生したことがあり、今後もそうなる可能性がある。当社が過去に経験してきたように、当社の顧客からの注文及び長期需要予測は変動したり正確でない場合がある。

製品の移行は複雑であり、チャネル・パートナーが新製品の出荷及びサポートの準備を行っているため、当社は、新旧両方のアーキテクチャー製品をしばしば同時に出荷している。当社のデータセンター、ゲーミング、プロフェッショナル・ビジュアライゼーション及び自動車関連製品のアーキテクチャーの移行は様々な段階にある可能性がある。コンピューティング業界では、増大し多様化するAIの機会に対応するため、高速コンピューティング・プラットフォームの立ち上げの流れがより広範かつ迅速になっている。当社は、データセンター・ソリューションについて新しいアーキテクチャーの流れを導入し、毎年新しいコンピューティング・アーキテクチャーを完成させることを目指し、より多様なデータセンターを提供している。こうした移行が頻繁に行われ、製品数や製品構成が増加すると、需給管理に関連する課題が拡大する可能性がある。新製品の認定期間、顧客による製品移行の予測、チャネル・パートナーによる新製品導入前の旧アーキテクチャーのチャネル在庫の削減などにより、当社の収益が減少する又は変動が生じる可能性がある。当社は、顧客が移行を予想する際に、現行の世代のアーキテクチャーに対する需要の減少を経験したことがあり、将来においても経験する可能性がある。また当社は、現在及び将来のアーキテクチャーの移行に関し、同時期に複数の製品アーキテクチャーを販売できない可能性がある。何らかの理由により、当社のアーキテクチャーの移行を計画通りに実行できない場合、当社の財務成績が悪影響を受ける可能性がある。新規導入製品の頻度及び複雑さが増したことにより、予期せぬ品質や生産上の問題が発生し、在庫引当金、保証、その他の費用が増加したり、製品の遅れにつながる可能性がある。例えば、2025年度第2四半期の売上総利益率は、歩留まりの低いBlackwell材料の在庫引当金によりマイナスの影響を受けた。

新製品の開発には多くの技術開発資源が必要であり、製品ロードマップの変更は他の製品の開発能力やサプライチェーンコストの適切な管理能力に影響を与える可能性がある。顧客は、当社が新製品の投入頻度を高めるにつれて既存製品の購入を遅らせる可能性があり、また当社の新製品を予測通りに迅速に採用できない可能性があり、いずれも当社の収益とサプライチェーンコストのタイミングに影響を及ぼす。当社は旧製品の移行を管理しており、複数の製品アーキテクチャーを同時に販売してきたが、かかる移行は難しく、当社の需要を予測する能力を損ない、かつ当社の供給構成に影

響を及ぼす可能性があり、また当社に追加の費用負担が発生する可能性がある。当社の間接顧客は、複数のOEM、ODM、システム・インテグレーター、流通業者及びその他のチャネル・パートナーを通じて購入している。したがって、当社の複数のOEM、ODM、システム・インテグレーター、流通業者及びそのシステム・インテグレーターが市況及び当社製品に対するエンドユーザーの需要の変化に応じて行った決定は、とりわけそれが多様な下流の関係者によって提供された見積りに基づいているため当社が正確に需要を予測する能力に影響を及ぼしており、将来においても影響を及ぼす可能性がある。

当社が当社製品に対する将来の顧客需要を過小評価した場合、提携半導体製造業者が増産のためのリードタイムや生産能力を十分に得られなくなり、そのため当社が注文を適時に満たせるだけの在庫を十分に確保できなくなる可能性がある。当社の請負製造業者が供給上の制約に直面した場合、当社は顧客需要に応えるために供給を適時に増やすことができない可能性や、全く増やすことができない可能性がある。当社が需要に見合う十分な供給を確保できなかったり、顧客の注文を適時に、あるいは全く満たすことができないければ、顧客との関係が損なわれ、収益や市場シェアを失い、当社の評判に傷がつく可能性がある。さらに、当社製品の一部は複雑なデータセンター構築の一部であるため、1つの部品に関する供給上の制約や可用性の問題が、より広範な影響を収益に及ぼしたことがあり、今後も及ぼす可能性がある。

当社が当社製品に対する将来の顧客需要を過大評価する場合、又は、顧客が注文を取消し若しくは延期する場合若しくは競合他社からの購入を選択する場合、当社は在庫又はその他の購入コミットメント契約を削減できない可能性がある。当社は、過去に実施し今後も実施を継続する可能性のあるチャネル価格プログラムによるものを含め、将来の需要の過大評価の結果としての平均販売価格の引き下げを過去に経験しており、かかる販売価格の引き下げが引続き必要となる可能性がある。当社は、サプライヤーの価格上昇の結果、当社の一部の製品の価格を引き上げなければならなかったことがあり、今後も他の製品について価格を引き上げなければならない可能性がある。また、当社は在庫の評価減、解約違約金の発生及び減損の計上も行っており、将来においてもそうしなければならない可能性がある。これらの影響は、当社が従来のリードタイムより前倒して発注した解約不能及び返品不能の購入注文によって増幅され、今後の製品設計を変更する必要が生じた場合、さらに悪化する可能性がある。当社の購入義務及び前払い金が増加しており引き続き増加することが予想され、当社の供給全体においてより大きな割合を占めることとなると予想されるために、これらの影響によるリスクが増加しており、引き続き増加する可能性がある。これらの要因はすべて当社の売上総利益及び財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の製品、アプリケーション及びサービスに関する需要予測は不正確である可能性があり、当社の収益や供給水準に変動を生じさせる可能性がある。当社は、それらから多額の収益を生み出せない可能性がある。アクセラレーテッド・コンピューティング及び生成AIモデルの進歩は、モデルの複雑さ及び規模の拡大に伴い、当社のデータセンターシステムに対する需要の増加を牽引してきた。当社の製品は複数のユースケースやアプリケーションで使用される可能性があるため、当社の報告収益又は需要予測に対する生成AIモデルの影響を合理的な精度で見積もることは困難である。

需要予測における課題は、将来において、グローバル・ベース及び地域ベースのいずれにおいてもより一層顕著になり、又は変化しやすい可能性がある。当社が自然災害、パンデミック又はその他の事象に起因するその他の供給不足に直面する場合、リードタイムの長期化が発生する可能性がある。さらに、当社の収益のかなりの部分を占め、また、当社の供給継続に不可欠な供給業者、委託製造業者、組立業者を有する台湾及び中国に関するもののような地政学的緊張は、当社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のGPUが、新たな及び予期せぬユースケースを含め、設計、販売された用途以外で使用されることは、一貫性のない需要の急増及び落ち込みを招くなど、当社製品に対する需要に影響を与えており、将来においても影響を与える可能性がある。例えば、数年前に当社のゲーミングGPUがイーサリアムのようなデジタル通貨マイニングに使用され始めた。当社製品に対する需要に対し、合理的な精度で過去又は現在の暗号通貨マイニングが及ぼす影響を見積り、又は暗号通貨マイニングが将来において及ぼす影響を予想することは、当社にとって困難である。暗号通貨市場の変動性は、新しい演算技術、暗号通貨価格の変動、政府の暗号通貨政策及び規制、新たな暗号通貨の規格、なたびにブロックチェーン取引の検証方法の変更を含め、暗号通貨マイニング及び当社製品に対する需要に対しこれまで影響を与えてきており、将来においても影響を与える可能性があり、また当社製品に対する需要を見積もる当社の能力にも影響を及ぼす可能性がある。2022年のイーサリアム2.0への統合を含むがこれに限定されない暗号通貨の規格及びプロセスの変更は、イーサリアムのマイニングのためのGPUの使用を減少させており、将来的にも減少させる可能性がある。これは、当社のGPUのアフターマーケットにおける販売を増加させており将来においても増加させる可能性があり、そのため当社GPUの小売価格に悪影響を与え、当社の新しいIGPUに対する需要を減少させる可能性がある。一般的に、当社の新製品又は以前に販売された製品が、オンラインの又は認証されていない「グレー・マーケット」において再販されていることも、需要の予測を難しくしている。グレー・マーケットの製品及び再販市場は当社の新製品及び流通チャネルと競合している。

さらに、当社は、当社のプラットフォームを活用する高速コンピューティング・アプリケーションの構築、強化及び維持について開発者、顧客及びその他の第三者に依存している。当社はまた、当社のGeForce NOWのようなプラットフォーム上で利用可能なコンテンツの制作を第三者コンテンツプロバイダー及びパブリッシャーに依存している。開発者、顧客及びその他の第三者が当社のプラットフォームを活用するアプリケーションを構築、強化及び維持できない場

合、又は第三者コンテンツプロバイダー若しくはパブリッシャーが当社のプラットフォーム上で当社の顧客若しくはエンドユーザーが利用可能なコンテンツを合理的な条件で若しくは全く生産できない場合、顧客の需要に悪影響を及ぼす可能性がある。

国際的な販売及び業務は当社の事業における重要な部分を占めており、それにより当社の事業が損害を受けるリスクにさらされている。

当社は国際的に製品の販売を行っており、また国際的に事業を展開している。当社の半導体ウェハは、米国外を拠点とする第三者業者により製造、組立、検査、梱包が行われており、2025年度第1四半期の当社の収益の48%が米国外での販売によるものであった。当社は、中国に対する禁止製品の出荷について米国政府からの許可を取得していない。当社は、輸出管理上の許可を必要としない、中国向けに特別に設計された新製品を立ち上げた。中国における当社のデータセンターの収益は、2023年10月に新たな輸出管理制限が課される前の水準と比較して著しく減少した。当社は、中国の市場は今後も非常に競争が激しいと予想している。当社事業は国際的な性質をもつことから、数々のリスクや不確実性の影響を受けており、それは当社の事業、財政状態及び業績に対し過去に悪影響を及ぼしてきており、将来においても悪影響を及ぼす可能性がある。それには、当社及び当社のサプライヤー及びメーカーが事業を営む国々における国内及び国際経済状況及び政治状況、世界的又は地域的な衛生問題を制御するために行われる政府によるロックダウン、知的財産保護及び雇用慣習に関する法的基準の相違、異なる国内及び国際的な事業の慣習並びに文化的慣習、資本市場の混乱、インフレ抑制政策、通貨の変動、自然災害、戦争行為その他の軍事行動、テロ、公衆衛生の問題、並びにその他の壊滅的事象が含まれる。

当社は、限られた数のパートナー及び流通業者から高額の収益を受領し、販売を当社から直接若しくは間接的に購入する顧客に集中しており、それらの顧客を失った場合又はそれらの顧客への販売が妨げられた場合、当社収益が悪影響を受ける可能性がある。

当社は、当社の流通及びパートナー・ネットワーク内の限られた顧客から高額の収益を受領している。当社の直接顧客であるA社、B社、C社及びD社に対する販売は、2025年度第2四半期の収益合計のそれぞれ14%、11%、11%及び10%を占めており、そのすべてが主にコンピュータ&ネットワーキング部門に寄与した。複数のチャネルパートナーとともに、当社はそれら業者の販売網を通じて当社ポートフォリオ内の複数の製品及びシステムを販売している。当社の事業成績は、パートナー・ネットワーク内での販売及びパートナーが当社のプロセッサを内蔵した製品を販売する能力にかかっている。当社には、主要顧客とのシステム統合に携わる少数のパートナーがいる。当社のシステム設計が複雑化するにつれ、システム・インテグレーターが当社の主要顧客の仕様に対応できなくなる可能性がある。パートナーや顧客のビジネスモデルや所有権の変更により、当社が利用できるパートナーの数が減少し、高度なデータセンター・システムを顧客に販売する当社の能力が損なわれる可能性がある。将来、パートナーが製品の購入を減らし、エコシステムに当社製品を組みこまず、又は彼らの購入パターンを他の方法に変更することを決定する可能性がある。当社の販売のほとんどは発注に基づいて行われているため、顧客は、通常、当社に対しほとんど若しくは全く通知することなくかつ罰則なしに、製品購入契約の取り消し、変更又は遅延が可能である。当社パートナー又は顧客は、自らソリューションを開発する可能性があり、当社顧客が、競合他社から製品を購入する可能性があり、当社パートナーは、彼らが当社製品を購入する市場において、販売を停止し又は市場におけるシェアを失う可能性があり、それら全てによりパートナー又は顧客の購買パターンが変化する可能性がある。当社の多くの顧客は当社から直接購入せず、複数のOEM、ODM、システム・インテグレーター、流通業者及びその他のチャネル・パートナーを通じて購入することがしばしばある。2025年度第2四半期において、間接顧客である2社は主に顧客B社及びE社を含むシステム・インテグレーター及び流通業者を通じて当社の製品を購入した。いずれも収益合計の10%以上を占めていると見積もられ、コンピュータ&ネットワーキング部門に寄与した。エンド需要が増加し、当社の最終製品の供給能力が四半期末近くに集中した場合、システム・インテグレーター、流通業者及びチャネル・パートナーは与信を拡大する能力が制限される可能性があり、当社の収益のタイミングや金額に影響を与える可能性がある。大口顧客のいずれかを失い、彼らによる購入が大幅に減少し、米国又はその他の国の輸出規制により当社が顧客への販売ができない、又は売掛金の回収が困難な場合、当社の財政状態及び経営成績が損なわれる可能性がある。

当社の業務は、当社に適用される複雑な法律、規則及び規制の影響を受ける可能性があり、政治的及びその他の措置が当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は国内及び世界の法令に従っており、知的財産の所有及び侵害、税金、輸出入要件及び関税、腐敗防止（海外腐敗行為防止法を含む。）、事業買収、外国為替管理及び本国への資金還流規制、データ・プライバシー要件、競争及び独占禁止、広告、雇用、製品規制、サイバーセキュリティ、環境、健康・安全要件、AIの責任ある利用、サステナビリティ、暗号通貨、並びに消費者法に関連するものを含むがこれらに限定されない分野において当社の業務に影響を及ぼす。かかる要件の遵守は負担となり費用がかかり、当社の競争的地位に影響し、当社の事業運営並びに当社製品を製造及

び出荷する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の従業員、請負業者、サプライヤー、顧客又は代理店が、適用ある法律又は当該法律の遵守を確保するために当社が策定した方針、統制及び手続に違反しないという保証はない。違反した場合、罰金、当社や当社役員又は当社従業員に対する刑事罰、当社の事業遂行の禁止、当社の評判の毀損といった結果につながる可能性がある。当社が従わなければならない法律、規則及び規制の改正又はそれらの解釈及び運用の変更は、当社は重大でより高額な法令遵守費用及びその他の費用並びに／又は製品を生産及び供給し事業を運営する当社の能力に対する更なる制限をもたらす可能性がある。例えば、当社は、独占禁止法、規則、行政規則の制定の変化又は増加、サイバーセキュリティ上の脆弱性及びリスクに対する規制当局の注目の高まりの結果として増加している法令遵守費用に直面している。AIに関する市場における当社の地位は、EU、米国、英国、韓国及び中国など、世界中の規制当局からの当社事業への関心を高めることにつながっている。例えば、フランスの競争当局はグラフィックスカード及びクラウドサービス・プロバイダー市場における当社の事業及び競争に関する情報を、これらの市場における競争に関する現在進行中の問い合わせの一環として、当社から収集した。当社は、当社のGPU及びその他の当社製品の販売、供給分配に関する取組み、基盤モデル並びに当社の投資、パートナーシップ及びその他基盤モデルを開発する企業との契約についてEU、米国、英国、中国及び韓国の規制当局からも情報の請求を受けており、今後も追加的な情報の請求があると予想している。各国政府及び規制当局は、フロンティア基盤モデルや生成AIの開発に使用されるハードウェア、ソフトウェア及びシステムに制限を課すことを検討しており、一定のケースについては制限を課している。例えば、EU AI法は2024年6月に正式に可決され、現在から2030年までに段階的に施行される。他の法域の中でとりわけカリフォルニア州が同様の法制を検討している。かかる法律及びその他の規則に基づく規制が実施された場合、当社及び当社顧客のコストや負担が増加し、当社製品を使用した新しいシステムの導入が遅延又は停止し、新規参入者及び顧客の数が減少し、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、法令若しくは規則の改正又はそれらの解釈及び運用の変更は、課税の強化、貿易制裁、輸入関税の課税若しくは増加、輸出入に関する制限若しくは管理、その他の報復行為につながる可能性もあり、当社の事業計画に悪影響を与える可能性や、当社の出荷時期に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社が事業を展開している又は事業展開を計画している地域の政府に対する一般市民の認識の変化は、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

関税、輸出入規制(みなし輸出規制及び米国人の活動に対する規制、貿易及び経済制裁、命令、割当又はその他の貿易障壁及び制限を含む)などの米国及び外国政府機関の貿易保護及び国家・経済安全保障政策を含む政府の措置は、当社が製品を出荷し、顧客及び従業員にサービスを提供し、米国商務省の米国エンティティリスト又はその他の米国政府の規制当事者リスト(随時変更されることが予想される)に掲載された事業体との間で輸出ライセンスを伴わずに事業を行い、一般的に当社の契約上の義務を履行する当社の能力に影響を及ぼし、また当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。仮に当社が米国の輸出管理法若しくは制裁又は適用ある米国以外の類似の法律に違反したことが判明した場合、その違反を当社が認識していなかった場合であっても、法律に基づく様々な罰則の適用を受ける可能性がある。これらの罰則は、当社の事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

例えば、ウクライナにおける戦争への対応として、米国及びその他の地域は経済制裁及び輸出管理措置を課し、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの一部地域への当社製品、サービス及びサポートの提供を阻止した。2023年度において、当社はロシアに対する直接販売を中止し、ロシアにおける事業運営を終了した。同時に、ウクライナ戦争は、ヨーロッパ、中東及びアフリカの売上に影響を及ぼしており、それは将来においても継続する可能性がある。

AI技術のリスクや戦略的重要性への注目の高まりにより、AIを可能にしたり促進したりすることのできる製品及びサービスを対象とした規制上の制限が生じており、将来において当社の製品及びサービスの一部又は全部に影響を及ぼす規制につながる可能性がある。

AIアプリケーション、モデル及びソリューションの悪用に関する懸念を含め、現地政府の利益に反する目的での第三者によるAIの使用に関する懸念は、LLM及びその他のAIアプリケーションの訓練、変更、調整及び展開に使用できる製品に対する一方的な又は多国間の規制につながったことがあり、将来においてもそうなる可能性がある。このような規制により、世界中の川下の顧客やユーザーが当社の製品、ソフトウェア及びサービスを含むシステムを取得、導入及び使用する能力が制限されたことがあり、将来においても制限される可能性があり、当社の事業や財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

かかる規制は、特定の製品又はAI技術を含むがそれに限らない技術に対する一国又は多国間による追加の輸出規制を含む可能性がある。地政学的緊張が高まるにつれ、GPU及びその他の関連製品を含むAIに関連する半導体は、ますます米国及びその同盟国の利害関係者が提案する輸出管理規制の焦点となっている。米国はGPU及び関連する製品に関する一方的管理規制を実施しており、追加的な一国又は多国間の規制が採用される可能性が高い。かかる規制は非常に広範な適用範囲を有し、中国を含むがそれに限らない1つ以上の市場における特定の又はすべての顧客に対し当社の製品を輸出することを禁止しており、再びそうする可能性があり、当社の製造、検査並びに倉庫保管場所及び選択肢に悪影響を及ぼすかもしれない。その他、当社が海外需要に対応する能力を制限し当社の事業、収益及び財務成績に重大な悪影響を及ぼす可能性のある条件を課す可能性がある。GPU及びAIに関連する半導体を対象とする輸出規制がこれまでに実施されており、さらに強化される可能性が高まっており、競合他社が同様の規制の対象となっていない可能性がある場合でも当社の技術、製品又はサービスに対してさらなる輸出規制が課される可能性があり、当社は競争上不利となり、当社の事業及び財務成

績が悪影響を受ける可能性がある。AIに関連するGPU及び半導体を対象とした輸出規制は、当社製品の川下ユーザーにも、当社製品の使用、再販、修理又は譲渡に関する追加的な制限を課しており、また今後も課される可能性があり、当社の事業及び財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。規制は、NVIDIA AIクラウドサービスなどのサービスを提供する当社のコスト及び/又は能力に悪影響を及ぼす可能性があり、当社のクラウドサービス・プロバイダー及び顧客がそのエンド顧客にサービスを提供するコスト及び/又は能力に、中国国外であっても影響を及ぼす可能性がある。

輸出規制により、サプライチェーン及び流通チャネルを混乱させる可能性があり、中国以外の市場においてまた当社のゲーミング製品に関するものを含め、当社が需要に対応する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。輸出規制が追加される可能性は、当社製品に対する需要に悪影響を及ぼしており将来においても及ぼす可能性があり、追加の規制によって制限される可能性の低い代替製品を提供する競合他社に利益をもたらす可能性がある。輸出規制に関する規則の度重なる変更は、当社の事業及び顧客に対しコンプライアンス上の負担を課す可能性が高く、当社の事業が重大な悪影響を受ける可能性がある。

経済制裁及び輸出規制が多用されることにより、当社の製品又はサービスに対する需要が影響を受けており、将来においても影響を受ける可能性があり、当社の事業及び財務成績が悪影響を受ける可能性がある。輸出規制を要因とする需要の減少により、過剰在庫が発生したり、関連する供給コストが発生したりする可能性もある。一国又は多国による追加的な規制はみなし輸出管理制限を含む可能性も高く、当社の研究開発チームが当社のロードマップやその他の目標を適時に実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。追加的な輸出規制は、当社が海外市場に対応する能力に影響を与えるだけでなく、当社のサプライチェーン又は当社が製品及びサービスを世界中のあらゆる市場の顧客に提供する能力に悪影響を与えるような、中国を含む外国政府からの反応を引き起こす可能性があり、当社の収益を大幅に減少させる可能性がある。中国の規制当局は、当社の中国市場への販売及び供給努力並びに当社がメラノックスの買収完了時に締結したコミットメントの履行について照会を行った。かかるコミットメントの履行を当社が怠った又は当社が中国において適用ある法律に違反したと規制当局が結論付けた場合、当社はさまざまな罰則又は事業遂行能力の制限を受ける可能性があり、そのいずれかが当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年度第3四半期中、米国政府は、中国の半導体及びスーパーコンピュータ産業を対象とする輸出規制及び輸出許可要件を公表した。かかる規制により、特定のチップ、並びに特定のチップを開発及び製造するために用いられるソフトウェア、ハードウェア、機器及び技術の、中国（香港及びマカオを含む。）及びロシアへの輸出に影響を与え、とりわけ当社のA100及びH100集積回路、A100若しくはH100集積回路を組み込んだDGX又はその他のシステム若しくはボードの中国（香港を含む）及びロシアへの輸出に影響を与えた。この許可要件は、特定のピークパフォーマンス基準及びチップ対チップのI/O性能基準を達成する将来のすべてのNVIDIAの集積回路、並びにそれらの集積回路を含むすべてのシステム又はボードにも適用される。また、一部のエンドユーザー及び中国における一部のエンドユーザー向けのネットワーク製品を含む幅広い製品についての、現行の輸出許可要件も存在している。2024年度第2四半期中、米国政府は、中東の一部の国を含む特定の顧客及びその他の地域向けのA100及びH100製品のサブセットに対する追加の許可要件について当社に通知した。

2023年10月、米国政府は、中国及びカンントリーグループD1、D4及びD5（サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びベトナムを含むがこれらに限定されない、ただしイスラエルを除く）への、A100、A800、H100、H800、L4、L40、L40S、RTX4090を含むがこれらに限定されない一定の性能基準を超える当社製品の輸出について、2024年度第4四半期から適用される新規の及び更新された許可要件を発表した。この許可要件は、中国を含むカンントリーグループD5に本社を置く取引先又はカンントリーグループD5に本社を置く最終親会社を持つ取引先に対する、一定の性能基準を超える製品の輸出にも適用される。2023年10月23日、米国政府は、許可要件が当社のA100、A800、H100、H800及びL40S製品の出荷に対して（公式規則により付与された猶予期間を無効とし）直ちに適用されるとする旨を通知した。Blackwellシステム、すなわちGB200 NVL 72及びNVL 36並びにB200についてもかかる要件の対象となる予定であり、そのため特定の事業体並びに中国及びカンントリーグループD1、D4及びD5（イスラエルを除く。）に対する出荷について許可が必要となる。当社は、現在までこれらの規制対象製品の中国への出荷についての許可を取得していない。

これらの輸出規制に従い、当社は特定のテスト、検証並びに供給及び流通業務を含む一部業務を中国及び香港の外へ移行した。将来の移行にはコストと時間を要し、かかる移行期間中、当社の研究開発、供給及び流通業務並びに当社の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、米国政府が許可の取得又は出荷前の事前通知を要求しないソリューションを含む、新しいソリューションを提供するために、データセンター製品ポートフォリオを拡大した。顧客が許可要件の対象となる製品を必要とする限りにおいて、当社は、顧客のために許可を求めることができる。ただし、許可取得プロセスには時間がかかる。当社は、米国政府が当該許可を付与すること、又は米国政府が許可申請に対し適時に対応するか全く対応しないかを保証することはできない。許可が付与された場合でも、当社又は当社顧客若しくはエンドユーザーが受入れ不可能な又は受け入れないことを決定するような煩雑な条件を課される可能性がある。米国政府は許可請求について、明確な基準又は見直しの機会のない非公開プロセスを通じて審査している。例えば、「NAC（Notified Advanced Computing）」プロセスは、中国国内の顧客への製品輸出の承認には至っていない。D1及びD4諸国への輸出のための許可プロセスには時間がかかっており、フロンティアAIモデルを訓練できない小規模なシステムについても厳しい許可条件が課される結果となった。当該要件は当社に不均衡な影響を与えており、新たな規制の対象とならない製品を販売する又は

自社の製品について許可を取得できる可能性のある一部の競合他社に対して当社に不利な影響を既に及ぼしており、将来においても不利な影響を及ぼす可能性がある。

これらの新たな許可要件及びその他の要件の管理は、複雑で時間を要する。米国政府の輸出規制にさらなる変更（規制される地域、顧客又は製品の範囲の拡大を含む）がなされる場合、顧客が競合他社から製品を購入する場合、顧客が自社内のソリューションを開発する場合、当社が契約上の保証若しくはその他の追加のサービス義務を提供できない場合、米国政府が適時に許可を付与しない場合若しくは重要な顧客への許可を拒否する場合、又は、当社が多額の移行費用を負担する場合、当社の競争的地位が損なわれたことがあり、また当社の競争的地位及び将来の業績が長期にわたりさらに損なわれる可能性がある。申請された許可を米国政府が付与したとしても、許可が一時的なものとなる可能性や、当社又は当社顧客若しくはエンドユーザーが満たすことができない若しくは満たさないことを選択するような煩雑な条件が課される可能性がある。許可取得の手続きによって当社の販売前及び販売後の技術的サポート活動がより煩雑になり、確実性が低下し、中国の顧客が中国、欧州及びイスラエルに拠点を置く半導体サプライヤーを含む当社の製品の代替品を求めることが促進されるため、許可要件は一部の競合他社に利益をもたらす可能性がある。

AIの戦略的重要性の増大及び地政学的緊張の高まりを考慮すると、米国政府は輸出規制に関する規則を変更したことがあり、いつでも再度変更する可能性やさらに幅広い当社製品に対し輸出規制及び許可要件を課す可能性があり、当社の事業及び財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。このような変更がなされた場合、当社は当該製品の在庫を販売できない可能性があり、許可要件の対象とならない代替製品の開発が出来ない可能性があり、当社は中国市場の一部又は全体並びに中東を含むその他の対象市場から除外される可能性がある。例えば、米国政府は、特定の国々へ輸出される製品の使用に許可条件を課すことによって外国企業がサービスとして大規模GPUクラスターを作成及び提供する能力を制限する条件を既に課しており、不正なシステム構成、使用又は場所などの特定の事象が検出された際にGPUを無効化又は損傷することのできるチップトラッキング及びスロットルメカニズムの義務付けといった追加条件を課す可能性がある。米国政府はすでに一部のゲーミングGPUを制限する輸出規制を実施しており、米国政府がさらなるゲーミング製品に対する規制を拡大する場合、当社の供給・流通チェーンの大部分を混乱させ、米国や欧州を含む中国以外の市場への当該製品の販売に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、時間の経過によりゲーミングGPUの性能が向上するにつれ、輸出規制は、当該輸出規制の対象となる市場における当社の競争力に対しより大きな影響を及ぼす可能性がある。輸出規制は、香港で倉庫保管され香港から流通している当社製品のかなりの部分について、供給・流通チェーンを混乱させる可能性がある。データセンター向けGPUの販売能力を制限する輸出規制は、当社のGPUを搭載したサーバーで使用される当社のネットワーク製品の需要にも悪影響を及ぼす可能性がある。米国政府はまた、先端モデルトレーニングのための大規模クラスターを製造する川下の業者の能力を制限するため、当社の高速ネットワーク相互接続のようなネットワーク製品に対しても輸出規制を課す可能性がある。より幅広い当社製品に影響を及ぼす新たな規制は、エヌビディアに不均衡な影響を与える可能性が高く、そのような規制の範囲外のチップを販売する特定の競合他社に対して当社が不利になる可能性がある。過度な又は変化する輸出規制は、中国外及びその他の対象地域の顧客に対し、コンプライアンス上の負担及びリスクを減らすために彼らの製品から米国の一部の半導体を締め出し、また彼らが世界中の市場でサービスを確実に提供することをすでに促しており、今後もそうなる可能性がある。過度な又は変化する輸出規制は、外国政府が当社又はその他の米国企業ではなく当社の競合企業から購入することを当社顧客に要求することをすでに促しており、将来においてもそうなる可能性があり、当社の事業、市場における地位及び財務成績に悪影響を及ぼしている。結果として、過度な又は変化する輸出規制は、中国国内のみならず欧州、ラテンアメリカ及び東南アジアといったその他の市場においても、当社の製品及びサービスに対する需要に悪影響を及ぼす可能性がある。過度な又は変化する輸出規制は、新製品が発売される時までその販売を制限する一方的な新しい輸出規制の対象となる可能性があるため、米国の先進的半導体製品への投資におけるリスクを増加させる。同時に、かかる規制は、米国の規制を受ける可能性が低い海外の競合他社への投資を増加させる可能性がある。

輸出制限に加え、米国政府は中国においてその全部又は一部が開発若しくは製造された技術を組み込んだ製品の輸入及び販売を制限する可能性がある。例えば、米国政府は一部の自動車用製品の輸入及び米国内での販売の制限を検討しており、これが広範に採用及び解釈された場合、当社の自動車顧客向けソリューションの開発及び供給能力に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、中国政府がゲーム時間やゲームへのアクセスに関して課す制限により当社のゲーミング部門の収益が悪影響を受ける可能性があり、デジタルプラットフォーム企業に対する監視の強化によりデータセンター部門の収益が悪影響を受ける可能性がある。中国政府は、中国を拠点とする当社の競合他社からの購入を顧客に奨励したり、当社製品又は当社のパートナー及びサプライヤーが製造した部品を含む製品を特定の顧客に販売することを制限する可能性もある。例えば、中国政府は、当社のサプライヤーであるMicronが製造した一部製品を含む特定の製品販売に関する規制を発表した。もう一つの例として、中国の政府機関が、中国国内の新設及び改修されたデータセンターで使用されるアクセラレータのワット当たり演算性能とメモリ帯域幅当たりの演算性能に関する新基準を支持する行動計画を発表した。中国政府が行動計画を修正又は実施し、当社が新基準に適合する製品を設計できなくなった場合、当社のデータセンター製品の一部を顧客が使用することが制限され、当社の事業、経営成績、財政状態に重大かつ悪影響を及ぼす可能性がある。当社の製品又は当社のサプライヤーの製品に対する更なる規制は、当社の事業及び財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

最後に、当社の事業は、海外（特に台湾）のパートナーからの一貫した信頼できる供給を受ける当社の能力に依存している。台湾からコンポーネント、部品又はサービスの供給を受ける当社の能力に悪影響を及ぼす新たな規制が課される場合、当社の事業及び財務成績が悪影響を受ける可能性がある。

第 3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：千ドル)	資本金残高 (単位：千ドル)
2024年1月28日	-	\$24,643
2024年10月27日	\$(135)	\$24,508

第 4 その他

該当事項なし。

第四部【組込情報】

外国会社報告書及びその補足書類 2024年5月24日 関東財務局長に提出
（自 2023年1月30日 至 2024年1月28日）

外国会社半期報告書及びその補足書類 2024年10月25日 関東財務局長に提出
（自 2024年1月29日 至 2024年7月28日）

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本
有価証券届出書の添付書類としている。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。